



第5次 豊田市教育行政計画



2026年3月

豊田市教育委員会

第5次豊田市教育行政計画策定に向けた 豊田市の教育に対する想い ~つながり 探究する~

第5次豊田市教育行政計画で、私が最も大切であると考えているキーワードは、「つながり」です。地域社会では多様化が著しいスピードで進展する中、つながり合う機会を個々人が求めることで、自他を尊重する社会の実現が可能になると考えるからです。学校は、少子化・多様化時代を迎えています。その中で「つながり」を生むのは、「学校における重点プロジェクト」として掲げた「探究的な学びの推進」です。まずは、個人での気づきや思いを持ち、仲間の思いと共有することで、課題が生まれ、その課題を協働しながら探究する過程で、つながりが一層強まることが期待できます。夢中になって仲間と探究をする中で、社会に出て必要な「自ら考え判断する力」が養われると思います。子どもたちが、じっくり探究できる環境づくり(時間・施設等)を強く望みます。



豊田市教育行政計画審議会
会長 野田 敦敬
(愛知教育大学学長)



豊田市長
太田 稔彦

第5次豊田市教育行政計画策定に寄せて

本市は、第9次豊田市総合計画に掲げる将来像「つながる つくる 暮らし楽しむまち・とよた」を踏まえ、子ども起点、誰もがつながり合うといった視点に注力し、将来を担う子どもたちの明るいミライにつながるまちの実現に取り組んでいます。教育の分野においては、本市の教育の長期的な基本方針である教育大綱を見直し「学びの大綱」を策定しました。

第5次豊田市教育行政計画は、「学びの大綱」の理念を実現するための行動計画です。本市においても人口減少社会が到来し、将来予測の困難さが増す中、地域資源を活用した学びの推進や、学校を地域の学びの拠点とする取組を通じて、地域全体で子どもの育ちを支える環境を創出します。教育委員会との連携を一層強化し、市民の皆様が生涯にわたって学び合えるまちづくりを進めてまいります。

学校と地域の連携による好循環の実現に向けて

豊田市教育委員会は、前身となる第4次豊田市教育行政計画の推進における成果と課題、国や社会の動向を踏まえ、「学びの大綱」で掲げられた「つながりの中で、誰もが学び合いながら、自分らしく豊かな人生を切り拓く」を基本理念とし、2026年度から5年間を計画期間とする第5次豊田市教育行政計画を策定しました。

現在、教育を取り巻く環境は、地域コミュニティの希薄化、生成AIの進展などにより急速に変化しています。子どもたちには、変化に対し受け身ではなく、地域や世界の課題を自らの課題として捉え、多様な人々と共働して主体的に解決に取り組みながら未来を切り拓く力を身に付けて欲しいと考えます。行政のみならず、学校と地域が連携し、地域が人を育て、人が地域をつくる好循環を実現するため、本計画を着実に推進してまいります。



豊田市教育委員会
教育長 山本 浩司

目次

第1章 計画策定にあたって

(1)計画策定の趣旨	1
(2)計画の位置付け	2
(3)計画期間	3
(4)持続可能な開発目標とよたローカルゴールの設定	4
(5)国・社会の動向	5
(6)豊田市の教育を取り巻く状況	6
(7)豊田市の児童生徒の状況	8

第2章 学びの大綱

(1)基本理念	13
(2)めざす学びの姿	14

第3章 計画の基本的な考え方

(1)計画の体系	15
(2)計画の基本方針	17
(3)計画の取組の方向性	18
(4)学校における重点プロジェクト	19

第4章 取組の方向性

取組の方向性1 自他を尊重する心を育む教育の推進	21
取組の方向性2 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進	24
取組の方向性3 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保	28
取組の方向性4 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備	34
取組の方向性5 こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり	37
取組の方向性6 生涯にわたり学び続ける機会の充実	39
取組の方向性7 郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進	42
取組の方向性8 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出	45

第5章 計画の推進

(1)計画の推進体制	49
------------	----

資料編

(1)関係法令等	51
(2)策定体制図	51
(3)豊田市教育行政計画審議会委員名簿	52
(4)豊田市教育委員会附属機関規則	53
(5)豊田市教育行政計画審議会への諮問書	54
(6)豊田市教育行政計画審議会からの答申書	54
(7)豊田市教育行政計画審議会の審議経過	55
(8)豊田市の教育に関するアンケート調査	56
(9)関係団体等へのヒアリング	56
(10)パブリックコメントの概要	56

第1章

計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

- 教育は、個々人の人格を磨いて個性・能力を開花させることで、一人ひとりの人生を豊かにするとともに、持続可能な新しい社会の創り手となる人材の育成をも支えることから、重要な社会基盤の一つです。
- また、現代は、将来の予測が困難な時代となっており、これからの社会を見据えた「持続可能な社会の創り手の育成」や、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイング*の向上」に向けた教育政策が必要とされています。そのため、日本社会における教育の果たす役割及び重要性はますます高まっています。
- 本市では「未来を拓(ひら)く学び合い」をキーワードに、大きな変革の時代において、家庭・学校・地域が共にそれぞれの役割を果たしながら学び合い、未来を拓くこどもたちを育てていくことを目指してきました。さらに、2025年3月に策定された「第9次豊田市総合計画」では、こどもたちが、ミライを生き抜く力*を育むため、多様な場で、こども同士や多世代とのつながりの中で、多様な経験ができるまちづくりを進めることが重要であるとしています。また、持続可能な地域共生社会を実現できるように、社会教育を通じて多様なつながりを創出し、そうしたつながりの中で、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働*により推進していくことが求められます。
- 「第4次豊田市教育行政計画」の計画期間の終了に伴い、本市の教育のより一層の振興を目指して、国・社会の動向や本市の現状を十分に踏まえ、「第9次豊田市総合計画」において注力する「こども起点」と「つながり合う」という視点を大切にしながら、学習者の主体的な活動である学びを支える教育行政の方向性を明らかにするとともに、必要な取組を着実に推進するため、「第5次豊田市教育行政計画」を策定します。

本計画において、一般的な意味合いで表記する際は「こども」と表記します。ただし、法令や条例に根拠がある語や固有名詞として用いる場合は、「子供」や「子ども」の表記を用います。



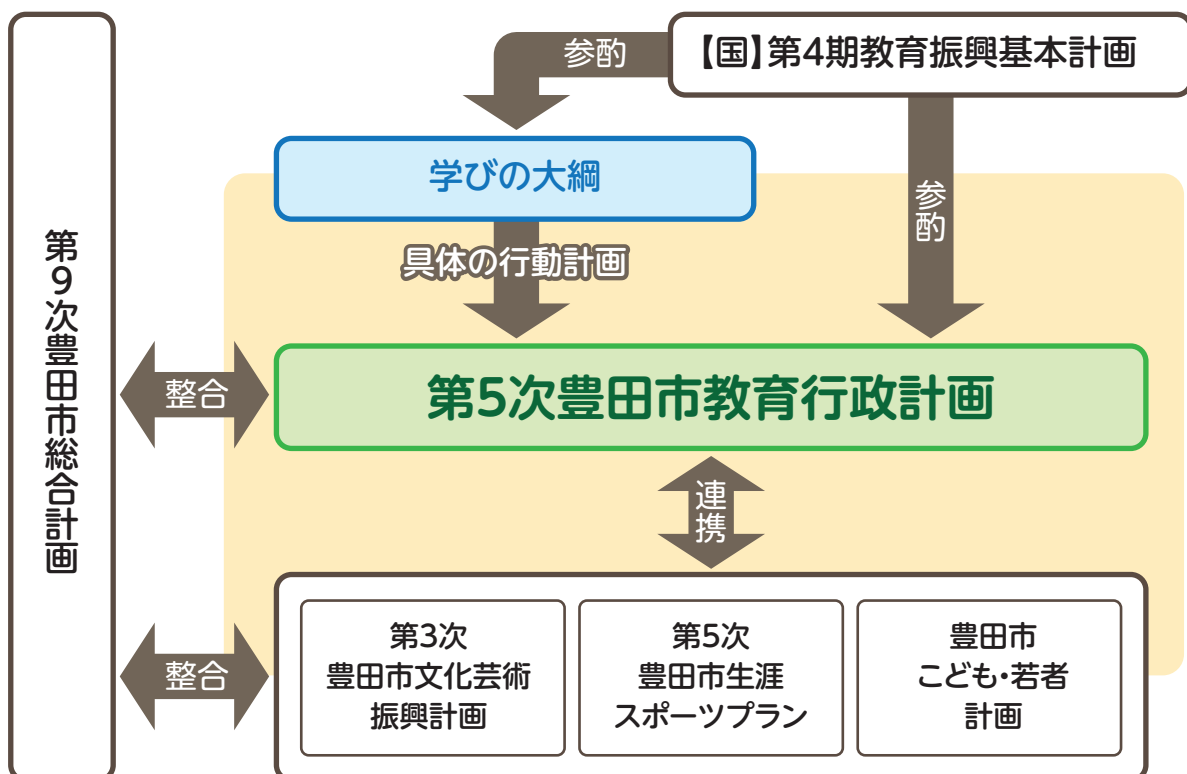
*ウェルビーイング … 身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいう。生きがいや人生の意義など、将来にわたる幸福を含む。

*生き抜く力 … 変化の激しい予測困難な社会において求められる、多様な人と関わる力や、自ら考え判断し行動する力。

*共働 … 市民と行政が協力・連携すること。通常これを「協働」というが、本市ではそれに加え、共通する目的のために、それぞれの判断で、それぞれが別で活動することも含まれる。(国の通知やこどもたちの学びにおいては「協働」と表記している。)

(2) 計画の位置付け

- 本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地域の実情に応じた教育の振興のための基本的な計画である「教育振興基本計画」として位置付ける本市の教育行政における基本的な計画です。
- 本計画は、本市のまちづくりの方向性を明らかにする「第9次豊田市総合計画」を上位計画とする教育分野の個別計画であるとともに、市長が定める教育政策の根本的な方針である豊田市の教育に関する大綱「学びの大綱」を実現するための具体的な行動計画です。
- なお、本計画には、子どもの読書活動の推進に関する法律第9条第2項の規定に基づく「豊田市こども読書活動推進計画」が含まれます。
- また、文化芸術基本法第7条の2第1項の規定に基づく「豊田市文化芸術振興計画」を始め、スポーツ基本法第10条第1項の規定に基づく「豊田市生涯スポーツプラン」やこども基本法第10条第2項及び豊田市子ども条例第27条第1項の規定に基づく「豊田市こども・若者計画」などの関連計画と連携を図りながら策定しています。



注:文化、スポーツ、幼児教育の各分野については、関連計画に位置付けるため、本計画の範囲外とします。

(3) 計画期間

●本計画の計画期間は、2026年度から2030年度までの5年間とします。

	(年度)								
	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
総合計画	第8次総合計画 (2017～2024)				第9次総合計画 (2025～)				
教育大綱	第3期教育大綱 (2022～2025)				学びの大綱 (2026～)				
教育行政計画	第4次教育行政計画 (2022～2025)				第5次教育行政計画 (2026～2030)				
こども読書活動 推進計画	子ども読書活動アクションプラン (2022～2025)				こども読書活動アクションプラン (2026～2030)				
文化芸術振興計画	第2次文化芸術振興計画 (2018～2025)				第3次文化芸術振興計画 (2026～2035)				
生涯スポーツプラン	第4次生涯スポーツプラン (2022～2025)				第5次生涯スポーツプラン (2026～2030)				
こども・若者計画	第3次子ども総合計画 (2020～2024)				こども・若者計画 (2025～2029)				



(4) 持続可能な開発目標とよたローカルゴールの設定

持続可能な開発目標

- 2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において、持続可能な開発目標 (SDGs:Sustainable Development Goals)を含む「持続可能な開発のための2030 アジェンダ*」が採択されました。また、国は、地方公共団体によるSDGsの取組の推進に向け、地方創生分野における日本のSDGsモデルの構築を進めており、本市は、2018年6月にSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として内閣府に選定されました。それ以降、「SDGs未来都市」として、SDGsに関する普及啓発や地域課題の解決の加速化を図り、持続可能なまちづくりに向けた取組を進めています。
- 本計画においても、SDGsを踏まえ、各取組を推進します。



とよたローカルゴールの設定

- 変化の激しい予測困難な社会においては、まちの持続可能性に加え、市民一人ひとりの心身の豊かさをも一層大切にしたいという思いから、本市独自の横断的な目標として「とよたローカルゴール」を設定しました。



L1 こどもたちが夢と希望を持ち、自らのミライを切り拓く力を育む

持続可能なまちづくりのためには、次世代を担うこどもの育成が必要不可欠です。こどもたちが未来に向かって夢と希望を持ち、心豊かに暮らせるよう、「こども起点」、「こども視点」で施策の在り方を考え、まちづくりを推進します。



L2 誰もがつながり合い、様々な体験と感動を通じて、地域への愛着と誇りを持っている

地域や多世代によるつながり合いの中で、本市ならではの様々な体験や感動は、わたしたちの暮らしを豊かなものにしてくれます。本市に関わる全ての人が、本市や自分が居住する地域に対して愛着や誇りを感じられる地域社会をつくりまします。

*持続可能な開発のための2030アジェンダ … 2015年9月の「国連持続可能な開発サミット」において採択された、持続可能な開発目標 (SDGs)を含む、全ての国に適用される国際社会共通の目標のこと。

(5) 国・社会の動向

- 現代は、将来の予測が困難な時代であり、その特徴である変動性、不確実性、複雑性、曖昧性の頭文字を取って「VUCA*」の時代とも言われています。人口減少や少子高齢化、こどもの貧困、格差の固定化、社会のつながりの希薄化、国際的な地位の低下、地球規模の気候変動など、継続的な社会課題がある中、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響や、国際情勢の不安定化は、正に予測困難な時代を象徴する事態であったといえます。また、生成AI*などデジタル技術の発展も、社会に大きな変化をもたらしています。
- このような中で、2023年6月に「第4期教育振興基本計画」が閣議決定されました。計画では、将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決などを通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことのできる「2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」と、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を総括的な基本方針として掲げています。また、「地域において人々の関係を共感的・協調的なものとするためには、社会教育による『学び』を通じて人々の『つながり』や『かかわり』を作り出し、協力し合える関係としての土壌を耕しておくことが求められている。こうして形成された地域の人々の関係は持続的な地域コミュニティの基盤となり、ひいては社会全体の基盤となる。」と記載され、社会教育について再定義されています。そして、その基盤を支えるために、社会教育施設の機能強化や、社会教育人材の養成及び活躍促進等を通じた社会教育の充実を図ることが必要であるとしています。
- また、2024年12月、文部科学大臣は、中央教育審議会*に、初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問しました。その中で、顕在化している課題として、「①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在」「②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ばであること」「③デジタル学習基盤の効果的な活用」の3点を挙げています。これらに対し、これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要があります。

*VUCA … Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字をとった造語。社会の変化が激しく、将来の予測が困難な状況。

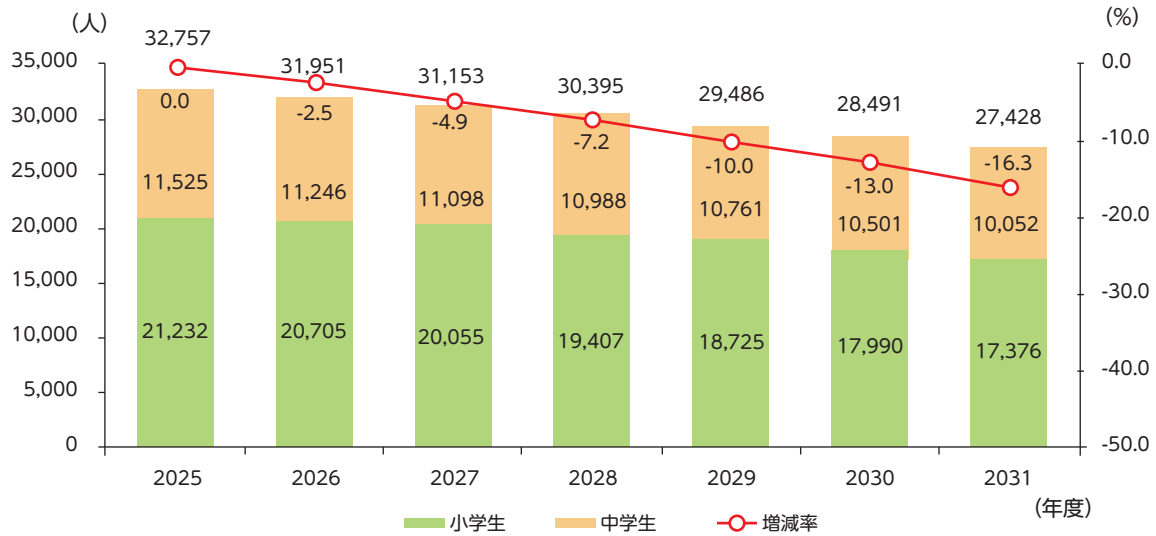
*生成AI … データから学習した内容を基に自動で画像や文章等をつくり出すAIのこと。

*中央教育審議会 … 教育に関する重要事項の調査・審議を行う、文部科学省におかれる文部科学大臣の諮問機関。

(6) 豊田市の教育を取り巻く状況

① 今後の児童生徒数の推計

● 今後の児童生徒数については、減少傾向で推移していく見込みです。

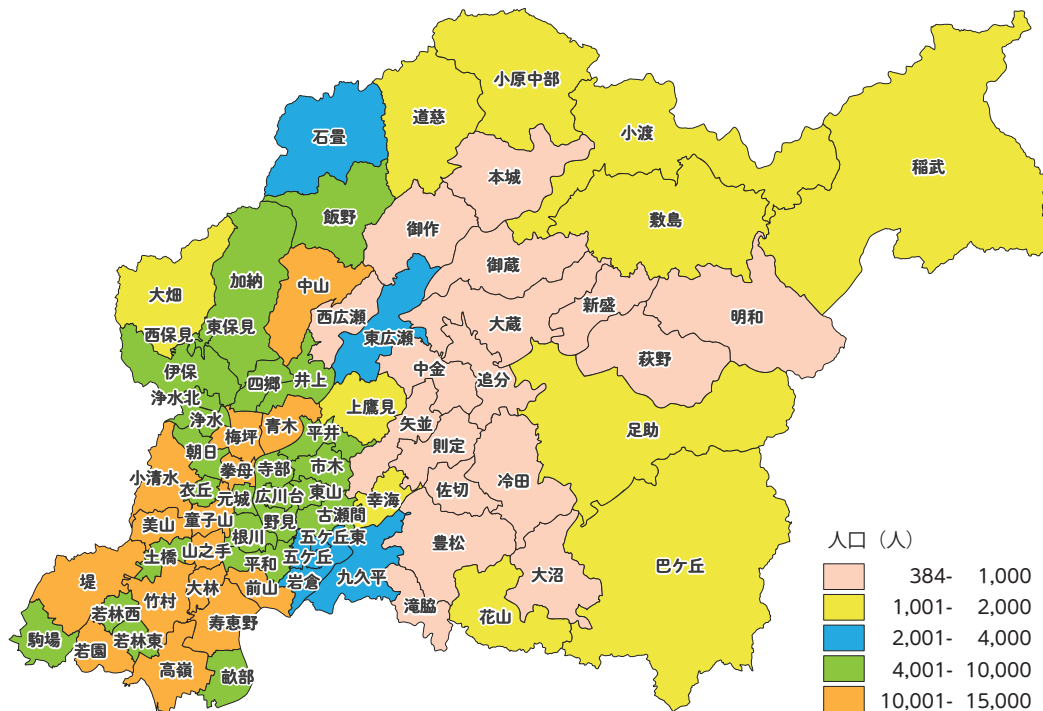


【出典:豊田市(2025年5月1日現在)】

注:2026年以降の人数は出生数から算出(転入・転出は含まない)、増減率は2025年比。

② 小学校区別の人口

● 都市部においては多くの小学校区で1万人を超えています。山村部では1,000人以下の小学校区もみられ、地域によって大きく異なります。



【出典:豊田市(2024年5月1日現在)】

注:国土交通省「国土数値情報(小学校区データ)」(<https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A27-2023.html>)を加工して作成。

(6) 豊田市の教育を取り巻く状況

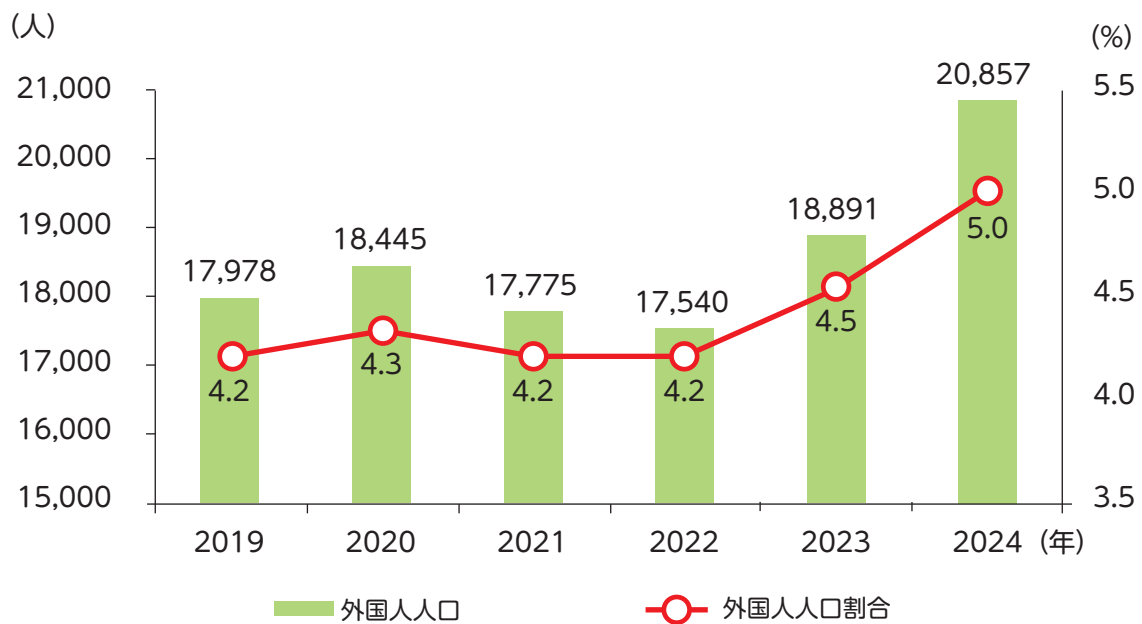
③ 学校数・児童生徒数・教職員数

	小学校(市立)			中学校(市立)		
	学校数(校)	児童数(人)	教職員数(人)	学校数(校)	生徒数(人)	教職員数(人)
豊田市	75	22,365	1,702	28	11,955	920
中核市平均	47	17,665	1,260	22	8,730	689

【出典:中核市市長会「2024年度都市要覧」】

④ 外国人人口及び外国人人口割合

- 外国人人口は、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に減少しましたが、近年は増加傾向にあります。



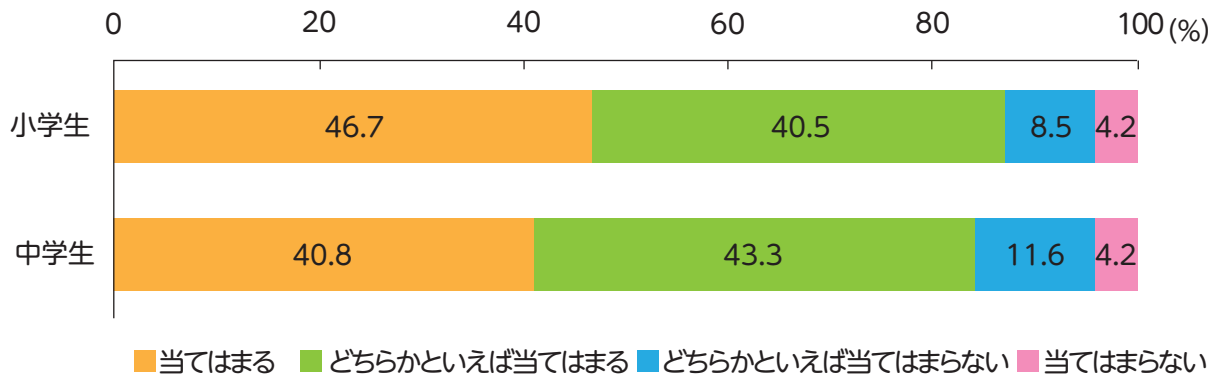
【出典:豊田市(各年5月1日現在)】

注:外国人人口割合は2019年比。

(7) 豊田市の児童生徒の状況

① 自分にはよいところがあると思うか

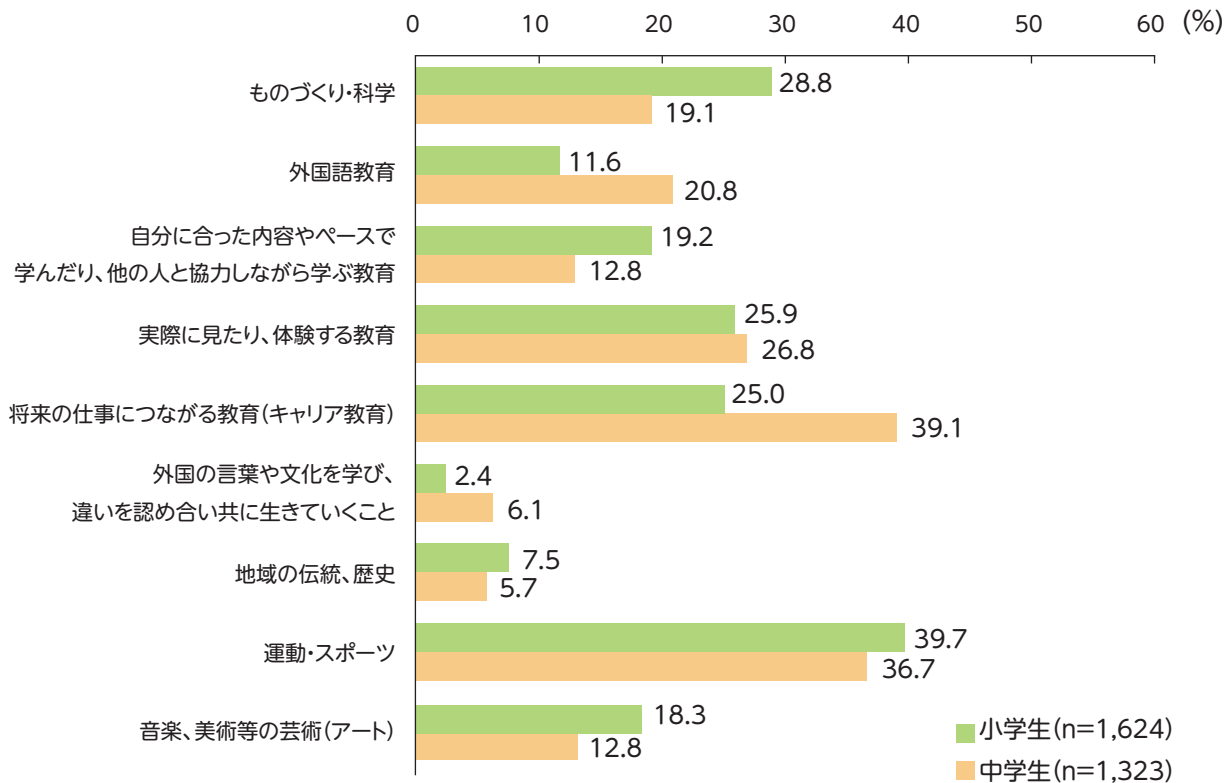
- 自分にはよいところがあると思うかについて、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」の合計は、小学生が87.2%、中学生が84.1%となっています。



【出典:2024年全国学力・学習状況調査】

② 学校で学びたいこと

- 学校で学びたいことは、小学生は「運動・スポーツ」が最も多く、次に「ものづくり・科学」、中学生は「将来の仕事につながる教育」が最も多く、次に「運動・スポーツ」が多くなっています。

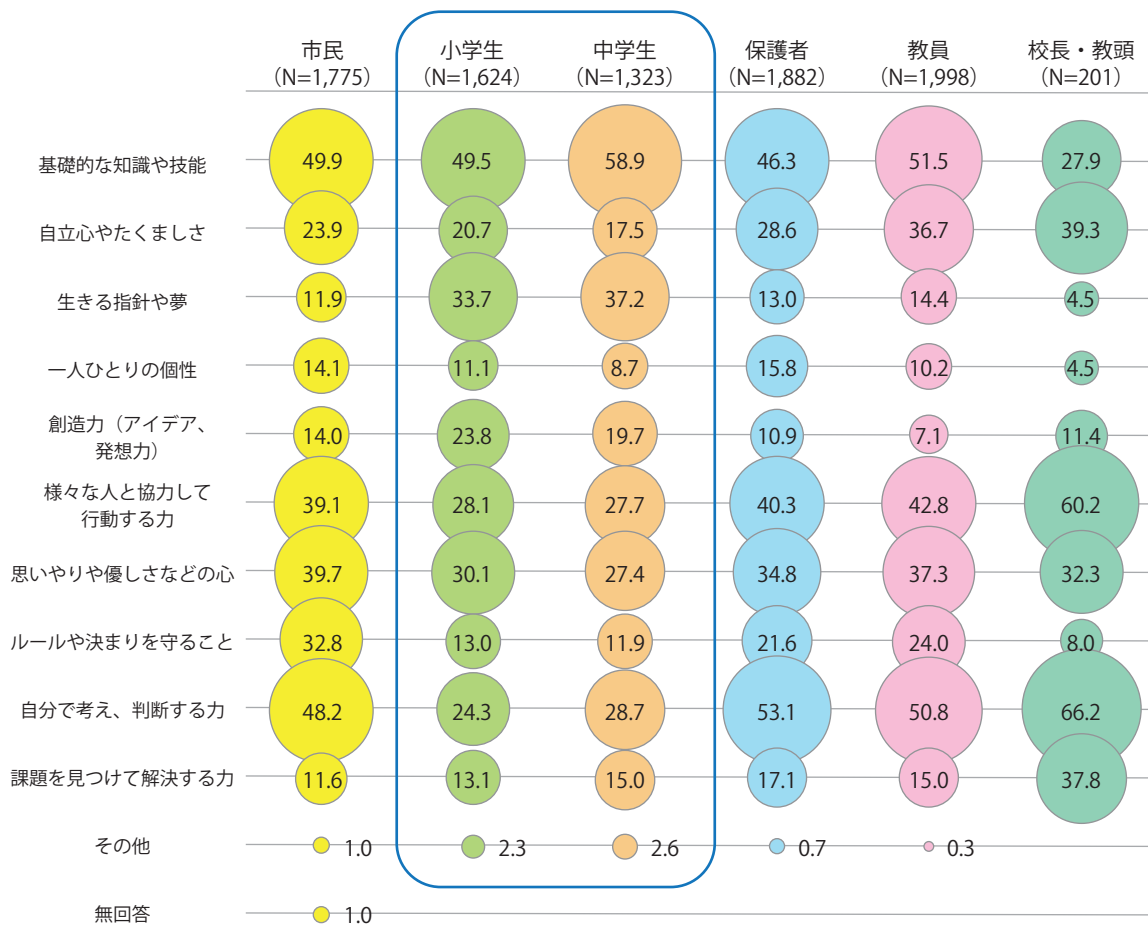


【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

(7) 豊田市の児童生徒の状況

③ 学校が一層力を入れるべきこと

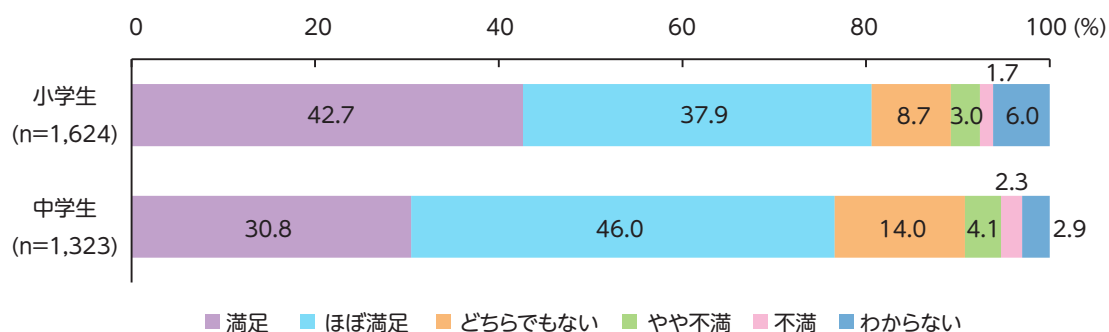
- 学校が一層力を入れるべきこととして、市民、小学生、中学生、教員においては、「基礎的な知識や技能」が最も多く、保護者、校長・教頭においては「自分で考え、判断する力」が最も多くなっています。また、小学生、中学生では「生きる指針や夢」、校長・教頭では「様々な人と協力して行動する力」が多くなっています。



【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

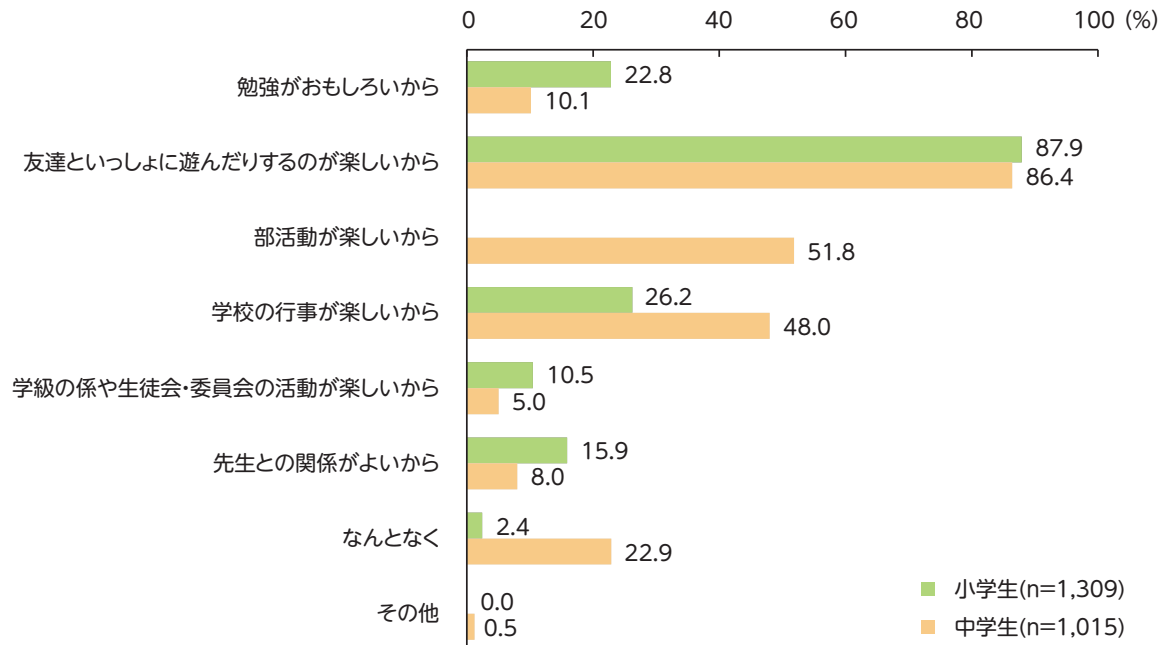
④ 学校生活の満足度 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

- 学校生活の満足度は、小学生、中学生ともに「満足」「ほぼ満足」が約8割です。

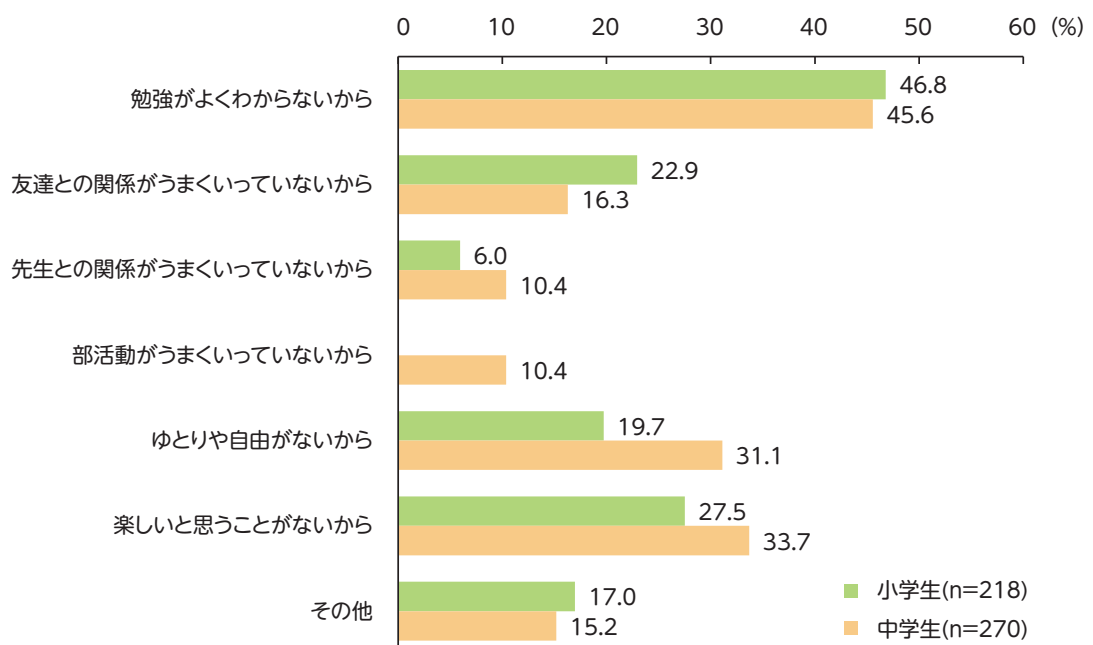


- 学校生活に満足している理由は「友達といっしょに遊んだりするのが楽しいから」が、満足していない理由は「勉強がよくわからないから」が、最も多い結果となっています。

■ 学校生活に満足している理由



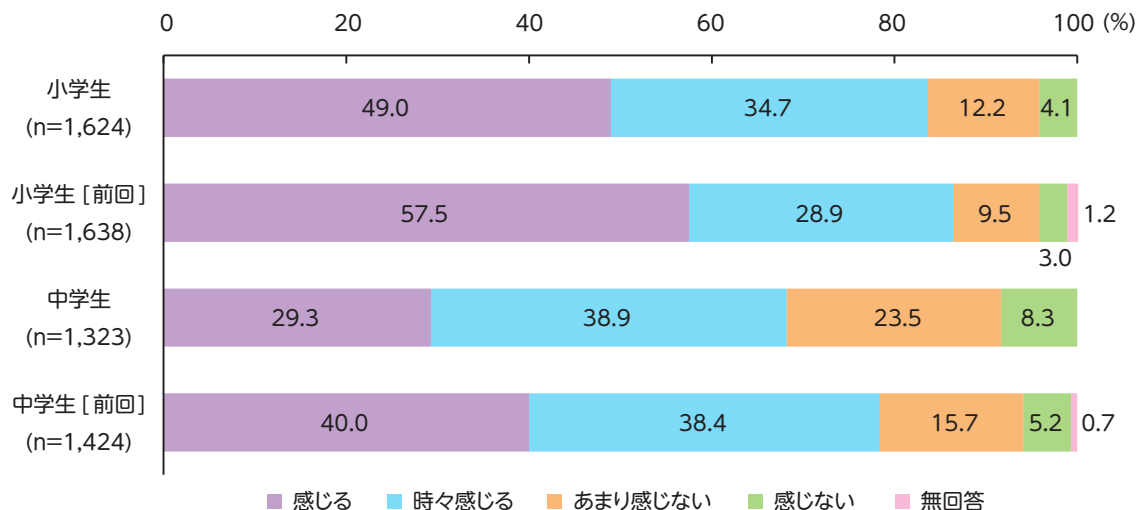
■ 学校生活に満足していない理由



(7) 豊田市の児童生徒の状況

⑤ こどもからみた地域の人との関わり

- 「あなたの住んでいる地域では、地域の大人が勉強やスポーツを教えてくれたり、自分たちを見守ってくれたりしていると感じますか。」という問いに対して、2020年に実施した前回と比べると、小学生、中学生ともに「感じる」の割合が減少しています。

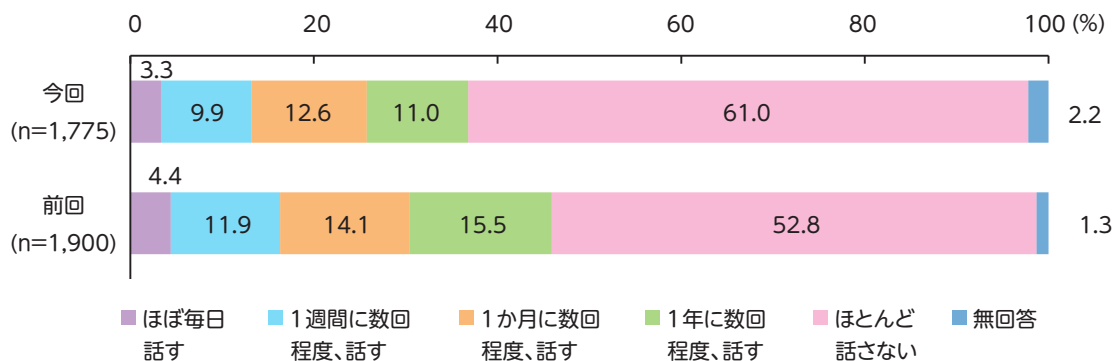


注:前回の問は「あなたの住んでいる地域では、地域の大人が自分たちを見守ってくれていると感じますか。」

【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

⑥ 地域の人からみたこどもとの関わり

- 「どのくらい近所のこどもと会話しますか。」という問いに対して、「ほとんど話さない」が最も多く61.0%となっており、2020年に実施した前回と比べると、「ほとんど話さない」の割合が増加しています。



【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】



第2章 学びの大綱

(1) 基本理念

「学びの大綱」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3の規定に基づき定める本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱です。

本市では「第9次豊田市総合計画」で掲げられた「こども起点」「つながり合う」といった注力すべき視点や、学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び*」の視点を重視し、学習者の主体的な活動である「学び」を支えることが重要であるという考えから、大綱の名称を「学びの大綱」としました。

基本理念

つながりの中で、誰もが学び合いながら、 自分らしく豊かな人生を切り拓く

こどもたちが、将来に夢と希望を持ち、生き生きと学び続けるためには、多様な人や地域とのつながりの中で、様々な体験や学びを通じて、学ぶ楽しさを知ることが大切です。

こどもたちのかけがえのない命と心を守るため、市民一人ひとりが、自他の命と人権を尊重し、家庭・学校・地域等において、多様な個性や立場の違いを認め合いながら、誰もが安心して学び、育つことができる環境の実現を目指します。

そして、誰もが生涯にわたり学び合うことで、幸せを感じ、自分らしく豊かな人生を切り拓くことができるよう、自ら学び続ける市民の活動を支援します。



*主体的・対話的で深い学び … 「主体的な学び」「対話的な学び」「深い学び」の3つの授業改善の視点のバランスに配慮しながら、学びの状況を把握し改善していくこと。

(2) めざす学びの姿

基本理念を踏まえ、市民の「めざす学びの姿」を明示します。本市は、誰もが自分らしく学び続けられる環境を整え、支援します。

自分を大切にし、他者を尊重する

自他の命と人権を尊び、思いやりの心を育むために、様々な体験や学びを通じて、互いの個性や多様な価値観の違いを認め合いながら、誰もが幸福感や自己肯定感を高められる環境づくりを進めます。



誰もが安心して生涯にわたり楽しく学び続ける

生涯にわたって自らの可能性を伸ばし豊かに生きるために、主体的に学び、考え、行動していく力の育成や、一人ひとりの個性と能力に応じた教育機会の保障、やりたいことに挑戦できる機会の充実によって、誰もが学ぶ楽しさを知り、いくつになっても学び続けられる環境の実現を目指します。



豊田市の多様な魅力を分かち合い、つながりの中で学び、地域とともに育つ

多様なつながりの中で学び合い、地域を愛し、地域資源を活用する人が育っていく好循環を生み出すために、都市と山村、産業と自然、多文化共生*等、本市の豊かな魅力を生かして学習・活動する機会を充実させるとともに、家庭・学校・地域が一体となって取り組む、地域ぐるみの学びを共働により推進します。



自ら考え行動し、共に新しい未来を切り拓く

産業構造の変革、社会構造や価値観の変化等、予測が困難な時代を豊かに生きるために、地域や世界規模の課題を自分事として捉え、多様な人々と共に課題解決に取り組みながら、持続可能な新しい未来を切り拓いていく資質や能力を育む機会の充実を図ります。

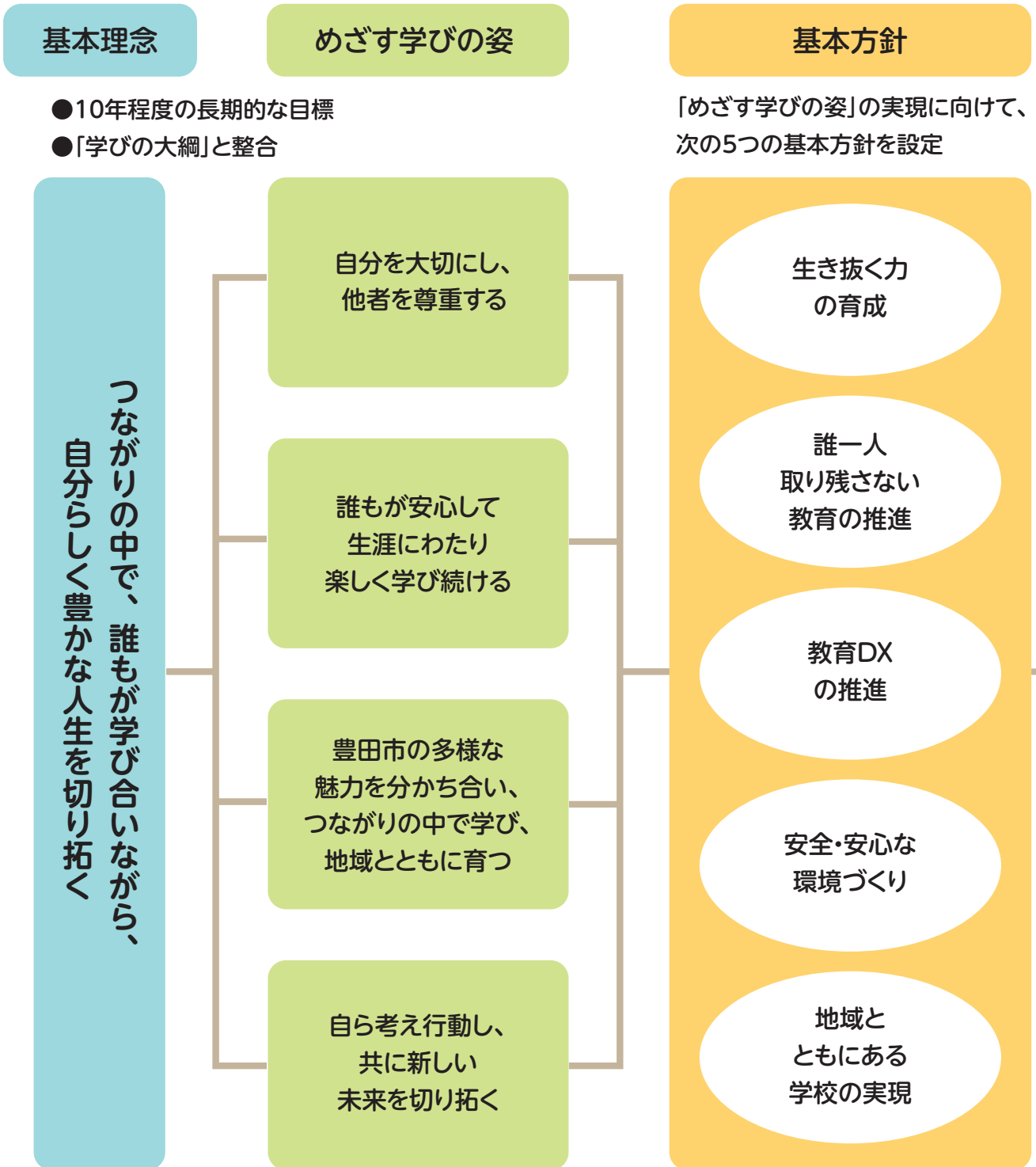


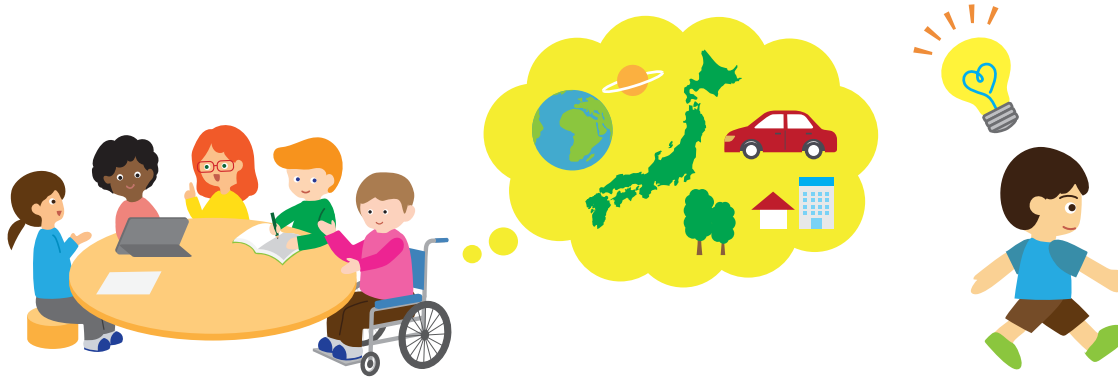
*多文化共生 … 国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

第3章 計画の基本的な考え方

本計画は、「学びの大綱」と整合を取り推進するため、「学びの大綱」を計画の「基本理念」と「めざす学びの姿」として掲げています。

(1) 計画の体系





取組の方向性

基本方針を具体的に推進するため、国や社会の動向、本市の現状と課題から見える今後5年間で重点的に取り組む方向性を設定

自他を尊重する心を育む教育の推進

学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進

誰もが自分らしく学べる教育環境の確保

安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備

こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり

生涯にわたり学び続ける機会の充実

郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進

新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出



(2) 計画の基本方針

「めざす学びの姿」の実現に向けて、次の5つの基本方針を設定し進めていきます。

生き抜く力の育成

「主体的・対話的で深い学び」を更に推進し、未知の状況にも対応できる力や自らの可能性を広げる力を育み、新たな社会の創り手を育成します。

誰一人取り残さない教育の推進

少人数学級などのきめ細かな教育の推進や、不登校対策、特別支援教育*、外国人児童生徒等の支援など、一人ひとりに寄り添い、子どもたちの学びを支えます。

教育DX*の推進

学習状況などのデジタルデータやICT*機器などを活用し、個別最適な学び*と協働的な学び*を推進します。また、教職員の校務を効率化し、多忙化解消につなげます。

安全・安心な環境づくり

学校の老朽化対策など安全な教育環境整備だけではなく、児童生徒の心の安心や教職員が子どもと向き合うための時間の確保も重要です。全ての子どもや教職員が「学校に行くのが楽しい」と思える学校の実現を目指します。

地域とともにある学校の実現

子どもたちが地域で多様な「遊び・学び・体験」を経験し、子どもたちとの関わりを通じて保護者や地域の大人たちも、生きがいや学びの機会を得ることにつながるよう、地域とともにある学校の実現を目指します。

*特別支援教育 … 障がいのある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う教育のこと。

*DX(デジタルトランスフォーメーション) … 企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズに対し、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。

*ICT … Information and Communications Technologyの略称。情報や通信に関する技術の総称。情報通信技術。

*個別最適な学び … 子ども一人ひとりの特性・学習進度・学習到達度等に応じ、教員が必要に応じた重点的な指導や指導方法・教材等の工夫を行う「指導の個別化」と、子ども一人ひとりの興味・関心・キャリア形成の方向性等に応じ、教員が一人ひとりに応じた学習活動や課題に取り組む機会の提供を行う「学習の個性化」を、学習者の視点から整理した考え方。

*協働的な学び … 子ども一人ひとりの良い点や可能性を生かし、子ども同士、あるいは地域の人々をはじめ多様な他者と協働しながら、必要な資質・能力を育成すること。

(3) 計画の取組の方向性

基本方針を具体的に推進するため、国や社会の動向、本市の現状と課題から見える今後5年間で重点的に取り組む方向性を示します。

1 自他を尊重する心を育む教育の推進



2 学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進



3 誰もが自分らしく学べる教育環境の確保



4 安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備



5 こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり



6 生涯にわたり学び続ける機会の充実



7 郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進



8 新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出



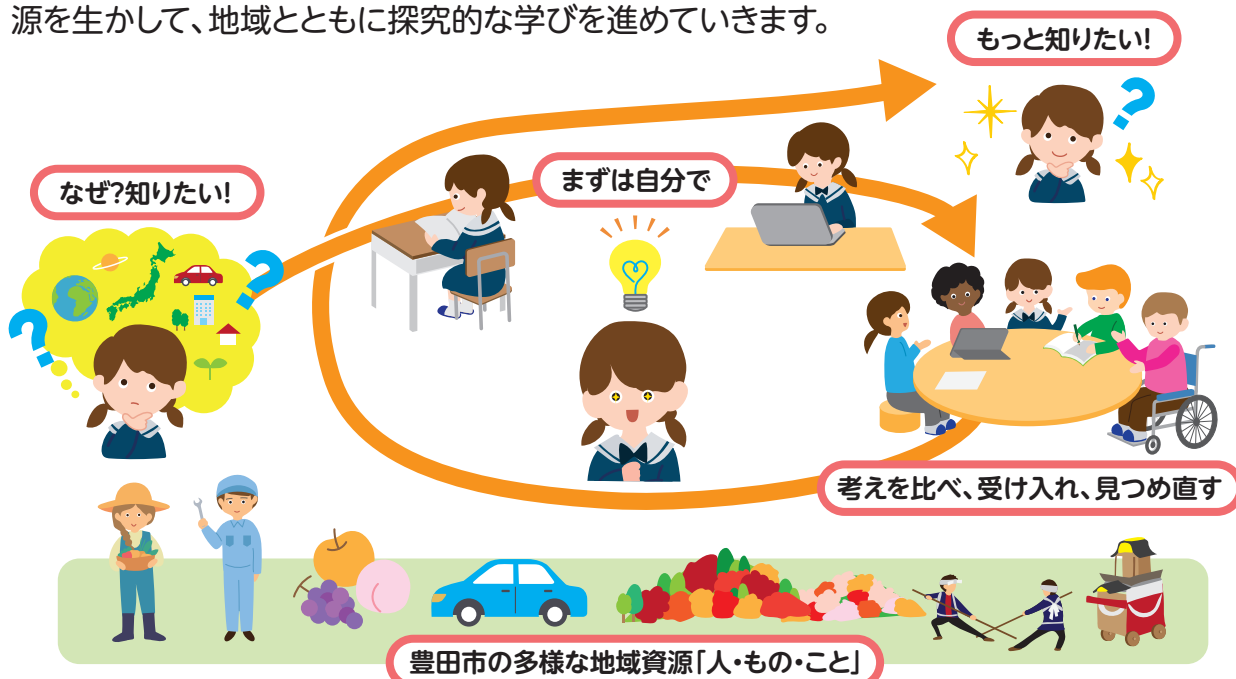
(4) 学校における重点プロジェクト

変化の激しい予測困難な社会では、誰も経験したことのない事態や一人では解決できない複雑な問題に直面します。これらの問題を解決するためには、仲間と力を合わせつつ、自らの意思で解決に向けて行動する力が求められます。そのため、学校教育においては、多様な場におけるこども同士や多世代とのつながりの中で、こどもの主体性を養い、自ら考え判断する力を育みます。

◆探究的な学びの推進

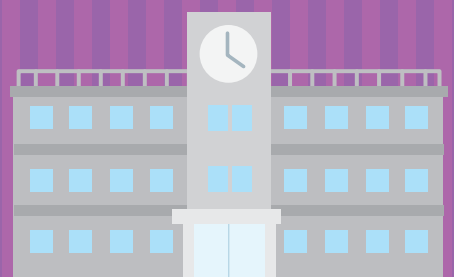
探究的な学びは、こどもが日常生活等の中で、自分の好きなことや不思議に思ったことから「知りたいこと」「はっきりさせたいこと」「挑戦したいこと」を見つけ、問題解決に取り組みます。まずは個人で情報を集めて、自分の考えをまとめます。そして学校の仲間と関わり、一緒に取り組みます。その中で、仲間の考えを聞いて自分の考えと比べたり、異なる意見を受け入れたりして、新しい視点で自分の考えを見つめ直します。この探究の過程を繰り返す中で、こどもの主体性や自ら考え判断する力が養われていきます。

一人ひとりのこどもが、ワクワクしながら夢中になって学べるよう、本市の多様な教育資源を生かして、地域とともに探究的な学びを進めていきます。



本計画では、以下の内容をはじめとした取組により探究的な学びを推進します。

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業改善を行います。
- 地域の特性や地域教材及び人材等を活用した特色ある学校づくりを推進します。
- こどもが多様な情報媒体を主体的に活用できるよう、学校・図書館が連携してこどもの意見を反映した読書活動を推進します。



第4章

取組の方向性

取組の方向性1

自他を尊重する心を育む教育の推進

多様な個性や立場の違いを認め合い、学び合い、支え合う社会の実現のため、道徳教育・人権教育を推進し、自らと他者の命、人権を尊重する心を育みます。学校だけでなく、専門家や地域とともに子どもたちを守ります。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	①小学生 87.2% ②中学生 84.1%	↑
自分と違う意見について考えるのは楽しいと思う児童生徒の割合	①小学生 73.6% ②中学生 74.7%	↑
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う児童生徒の割合	①小学生 97.0% ②中学生 95.0%	↑

【出典:全国学力・学習状況調査】

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 「我が国と諸外国の子どもと若者の意識に関する調査」(2023年度、子ども家庭庁)によると、我が国の子どもは諸外国と比べて「自分自身に満足している」「自分には長所があると感じている」「今の自分が好きだ」などの項目において「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と回答した子どもの割合が低い傾向です。
- 学校における人権教育は「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになることを目標としています。近年の動きとしては、児童の権利に関する条約、子どもの権利、校則の運用・見直し、性的マイノリティへの理解・対応などの視点が加わっています。
- いじめ防止対策推進法やいじめの防止等のための基本的な方針に基づき、いじめの重大事態の調査への学校や関係者の対応をより明確化し、円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促すことを目的に、文部科学省は2024年に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を改訂しました。
- 我が国の児童生徒の自殺者数は増加傾向にあり、子ども家庭庁は「子どもの自殺対策緊急強化プラン」を取りまとめています。

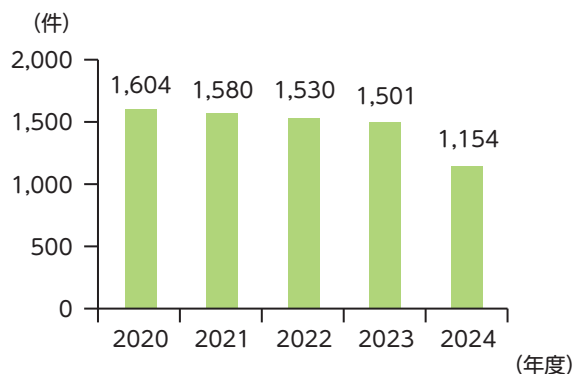
(2)市の現状

- 未来を担う子どもたちが幸せに暮らすことのできる地域社会を実現することを目的に、2007年10月に「豊田市子ども条例」を制定しました。
- 道徳教育、社会科、特別活動をはじめとした教育活動全体を通じて、人権についての理解・人権感覚の習得を図っています。
- 年2回実施するアンケート(hyper-QU)を活用し、クラスの状況を把握しています。その結果から、学級・集団を育成するための学習指導案を活用し授業を実施するなど、いじめ・不登校の未然防止と早期発見につなげています。また、児童生徒の学習用タブレットのホーム画面にアイコン「先生たすけて」を設置し、「相談窓口カード」の画像も掲載するなど、子どもたちからSOSが出しやすい環境を整えています。
- 2020年9月に、子どもの命を守るハートサポートプログラム*を策定し、教育相談技術の向上、こどもの悩みの把握、教育相談体制の見直しなどに取り組んでいます。
- 「豊田市いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめ問題対策連絡協議会」「いじめ防止対策委員会」「いじめ問題対策委員会」「不登校対策推進委員会」を設置しています。また、全小・中学校に「子どもを語る会」を設け、悩みやいじめの訴え等の児童生徒が発する変化の兆候を全教職員で共有し対応しています。

【いじめ認知件数】

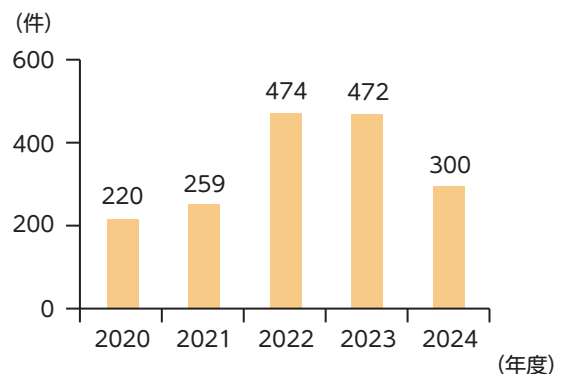
- 小学校では、減少傾向です。中学校では、2022年度にかけて増加しており、直近では減少に転じています。

(小学校)



【出典:豊田市】

(中学校)



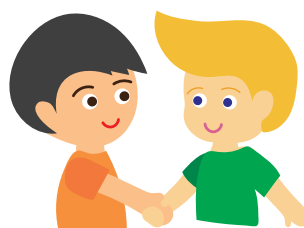
*子どもの命を守るハートサポートプログラム … 教育相談技術の向上やこどもの悩みの把握、教育相談体制の見直しなど、こどもの命を守るための取組。

(3)市の課題

- 子どもの命を守るハートサポートプログラムの「相談窓口カードの配布と活用方法の周知」や「自己肯定感を高め、命を大切にできる道徳授業の充実」、「命を大切にできる授業案の冊子の活用」など各取組や啓発資料について学校に周知徹底し、活用の充実を図る必要があります。
- いじめについては、重大な事態につながらないように、早期かつ的確に対応するとともに、ネット上のいじめなど新たな形のいじめに対応していく必要があります。また、児童生徒がいじめをしない意識を持つなど未然防止に取り組む必要があります。

3 取組と内容

取組		内容
1-1	道徳教育・人権教育の充実	学校教育活動全体で道徳教育や人権教育を推進します。
1-2	子どもの命を守るハートサポートプログラムの充実	こどもの権利に関する理解と啓発や、各取組や啓発資料について学校への周知を図るなど、子どもの命を守るための取組「ハートサポートプログラム」を充実します。
1-3	いじめの防止等のための総合的な取組	「豊田市いじめの防止等に関する条例」の理念に基づき、こどもたちが安心して過ごせるよう、地域社会全体でいじめの防止に取り組めます。
関連取組	市民との共働によるこどもの権利啓発	こどもの権利に関心の高い市民団体や企業・事業所等と共働し、こどもの権利の理解を広める取組を実施します。市民と共働することで、こどもの権利を理解する市民のすそ野を広げます。
関連取組	人権と多様な性に対する理解促進	「クローバープランV」に基づき、人権や多様な性に対する正しい理解が深まるよう、児童生徒や保護者、教職員、地域住民等を対象に講座等を実施し、意識啓発を図ります。



取組の方向性2

学ぶ楽しさを知り自らの可能性を広げる学校教育の推進

ICT機器の活用、教育データの分析・利活用等を通して、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図り、学習方法の工夫・改善により探究的な学びを推進します。一人ひとりの資質・能力を育成する教育を推進します。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
授業が楽しいと思う児童生徒の割合	①小学生 76.1% ②中学生 72.6%	↑
授業では、話し合う活動などを通じて、自分の考えを深めたり、広げたり することができると思う児童生徒の割合	①小学生 80.6% ②中学生 80.6%	↑
読書が好きな児童生徒の割合	①小学生 74.1% ②中学生 66.5%	↑

【出典:豊田市教科等に対する意識調査】

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 現行の学習指導要領においては、児童生徒の資質・能力の育成に向けて「主体的・対話的で深い学び」を実現させることが重要であるとしています。ICT機器の更なる活用も前提に、「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実させる方針が、文部科学省(中央教育審議会)より答申として取りまとめられています。また、探究的な学びは、総合的な学習の時間を中心として、様々な教科等に位置付けられています。
- 学習指導要領改訂に向けた文部科学省の中央教育審議会において、児童生徒の情報活用能力は、各教科も含めた探究的な学びを支え駆動させる基盤と位置付けられています。
- 教育現場におけるICT機器活用の動向としては、ツール利用の環境が整った段階にあり、今後は、デジタル端末等を通じて蓄積・連携される教育データを活用し、一人ひとりのこどもに合った資質・能力を確実に育成できる教育環境の実現を目指しています。
- 文部科学省は、第五次「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」(2023年3月)で、急激に変化する時代において、必要とされる資質・能力を育む上で、読書活動の推進は不可欠であり、不読率の低減、多様なこどもたちの読書機会の確保、デジタル社

会に対応した読書環境の整備、こどもの視点にたった読書活動の推進を考慮し、社会全体で取り組む必要があると明記しています。

- 家庭・地域社会において、こどもの社会性を育てる機能の低下や少子化の進展が続くこと等を背景として、2015年1月に文部科学省は、市町村教育委員会が学校統合や小規模校の存置等を検討する際の基本的な方向性や考慮すべき要素・留意点等をまとめた「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を作成しています。

(2)市の現状

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指して、全国学力・学習状況調査の結果を分析しながら、「学力向上推進委員会」において「学力向上授業モデル」を作成し、各学校での活用を推進しています。
- 「豊田市学校教育の情報化プラン(2021-2025)」に基づき、全校に、一人1台の学習用タブレット端末と教育情報ネットワークを整備し、AI型デジタルドリルやプレゼンテーションなどのための学習用アプリを導入しました。また、こどもたちへのデジタル・シティズンシップ教育を実施するとともに、教員のICT活用指導力向上のための研修を実施し、授業改善を推進しています。
- 2024年9月に「豊田市立小・中・特別支援学校生成AI活用ガイドライン」を策定し、運用体制を整えました。各学校で、文章の要約や行事の検討などの校務において、生成AIを活用し始めています。
- 市独自の少人数学級推進のため、小学1年から3年に、准教員及びサポートティーチャーを試行的に配置し30人学級編制を実施しています。また、中学2年、3年には、35人学級編制を実施するため、准教員及び少人数指導対応非常勤講師を配置しています。
- 「豊田市子ども読書活動アクションプラン」に基づき、ブックスタート、調べる・伝える学習コンクール*など、発達段階に応じた読書支援を継続的に行い、全てのこどもたちが読書に親しみ、多様な情報媒体を活用しながら自ら考える力を育む支援をしています。また、より多くの市民が読書を楽しめるよう「読書バリアフリー」の環境整備を進めています。

*調べる・伝える学習コンクール … こどもたちが主体的に考え、判断し、表現する力を育むことを目的として本市が主催するコンクール。正式名称は「豊田市学校や地域の図書館を使った調べる・伝える学習コンクール」。(公財)図書館振興財団主催の全国コンクールにつながる。

【学級編制の基準】

- 本市では、小学1年から3年と中学2年、3年で、国・県が定めた学級編制の基準よりも、少ない人数で学級編制をしています。

■国・愛知県・豊田市の学級編制基準

(人)

	小学1～3年	小学4～6年	中学1年	中学2～3年
豊田市	30(試行)	35	35	35
愛知県	35	35	35	40
国	35	35	40	40

【出典:豊田市(2025年度)】

注:基準を超える場合、補助教員を配置する場合あり。

- 全75小学校のうち複式学級のある小学校は2019年度で9校、2025年度で15校あり、2031年度には25校となる見込みで、学校の小規模化が進んでいます。

(3)市の課題

- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、引き続き、教育データの利活用や探究的な学びの視点を取り入れるなど、更なる授業の質の向上や、個別最適な学びと協働的な学びの充実が求められています。
- 様々な情報の活用能力を児童生徒に系統的に指導するとともに、生成AI等の新しい技術の利点や留意点を正しく理解するための学習機会を確保し、有効な活用方法を検討していく必要があります。
- きめ細かな教育の推進に向け重要となる人材確保において、常勤で勤務できる講師の不足と、定年引上げによりサポートティーチャーとなるベテラン非常勤講師の確保も困難な状況となっています。
- 多様な娯楽やスマートフォンの普及、生活環境の変化などにより、こどもたちの読書の機会が少なくなっている現状があります。そのため、こども園や学校教育の中で読書活動の充実が図れるよう、地域、学校、図書館の連携による更なる読書環境の整備と支援が必要です。また、主体的な学びを推進するため、紙と電子媒体ともに質の高い学習資料の提供が必要です。
- 学校の小規模化が進み、児童生徒数が極端に少なくなったクラスにおいて、男女比の偏り、集団行動・行事の実施の制約、児童生徒から多様な意見を引き出しにくくなることで授業展開が制約されるなどの課題が生じています。

3 取組と内容

取組		内容
2-1	「主体的・対話的で深い学び」の推進	学習指導要領で育成を目指す資質・能力の3つの柱「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、探究的な学びの視点なども取り入れ、子どもを主体とした授業改善に取り組みます。
2-2	ICT機器や教育データの利活用の推進	個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実のために、「豊田市学校教育の情報化プラン(2026-2030)」に基づき、子ども自身の情報活用能力の育成に加え、ICT機器の効果的な活用と教育ダッシュボードの導入などによる教育データの利活用を推進します。
2-3	きめ細かな教育の推進	個に応じたきめ細かな教育を推進するため、少人数学級とともに、少人数指導の方法の工夫改善や非常勤講師等の効果的な配置を進めます。また、大学への働きかけや有資格者に対する相談会の開催など、人材確保に努めます。
2-4	時代に対応した子ども読書活動の推進	子どもが読書に親しみ、多様な情報媒体を主体的に活用していくことができるよう、学校・図書館が連携して子どもの意見を反映した読書活動を推進します。
2-5	新しい教育システム等の検討	小・中学校の探究的な学びの連続性と学びの環境を確保するため、学校規模を考慮しながら、小中一貫教育等の導入を検討します。



取組の方向性3

誰もが自分らしく学べる教育環境の確保

生活や学習上の困難さを抱える児童生徒の増加、多様化する教育ニーズ、外国人児童生徒等の多国籍化・散在化等に対応するため、支援体制を充実します。また教室以外の居場所の選択肢の拡充や、教職員の専門性を高めることで、誰一人取り残さない教育環境を整えます。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
先生が自分のよいところを認めてくれていると思う児童生徒の割合	①小学生 91.2% ②中学生 91.7%	↑
困りごとや不安がある時に、先生や学校にいる大人にいつでも相談できると思う児童生徒の割合	①小学生 73.4% ②中学生 69.2%	↑
友達関係に満足している児童生徒の割合	①小学生 91.6% ②中学生 91.5%	↑

【出典:全国学力・学習状況調査】

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 文部科学省は、「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策(COCOLOプラン)」を2023年3月に取りまとめ、不登校の児童生徒全ての学びの場の確保、心の小さなSOSの早期発見、安心して学べる学校づくりに取り組んでいます。
- 障害者権利委員会の勧告(2022年9月)では、「障害のあるすべての子どもたちが、個々の教育的要求を満たし、インクルーシブ教育を確保するための合理的配慮*を保障すること」とされています。
- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が増えていることを受け、愛知県は、2027年度に豊田市内に特別支援学校を新設する予定です。
- 「日本語教育の推進に関する法律」(2019年6月施行)に基づき、外国人のこどもたちが共生社会の一員として今後の日本を形成する存在であることを前提に、日本における生活の基礎を身に付け、その能力を伸ばし未来を切り拓くことができるよう、就学機会の提供を全国的に推進しています。

*合理的配慮 … 障がいのあるこどもが、他のこどもと平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障がいのあるこどもに対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に個別に必要とされる配慮のこと。

(2)市の現状

- 不登校、いじめ、非行、発達に関する対応としては、豊田市青少年相談センターに、スーパーバイザー*、青少年相談員*、スクールソーシャルワーカー*、特別支援教育アドバイザー*、居場所みつけアドバイザー*等の専門的な資格を持つ職員を配置し、相談活動や学校支援を行っています。また、全校にスクールカウンセラー*を配置しています。
- 2023年度に居場所みつけプラン*を策定し、学校や教室に行けない・行かない児童生徒の社会的自立に向けた包括的な不登校支援に取り組んでいます。市内5か所に「パークはあとラウンジ*」を開設し、登校をためらう小・中学生の居場所をつくっています。また、全小・中学校に「校内はあとラウンジ*」の設置、学習用タブレットを使用した不登校児童生徒が自宅から学校につながる環境整備、フリースクール等の情報発信やフリースクール等利用支援補助金などを行っています。
- 2024年度に若者サポートステーションが「こども・若者総合相談センター」としてリニューアルオープンし、対象年齢を引き下げ、ひきこもりなどの困難を抱える小学生から39歳までのこども・若者とその家族を対象に、常設の相談窓口、外出のきっかけとなる居場所や職業体験の場、家族連絡会等を提供し、社会参加や自立に向けた支援を行っています。

【青少年相談センター(パークとよた)への教育相談件数】

(件)

年度	総数	不登校	性格行動	発達	学校教育	家庭	心身問題	反社会行動	仕事	その他
2022	4,924	2,562	899	863	236	225	90	37	10	2
2023	4,906	2,629	759	831	338	158	148	33	2	8
2024	4,564	2,138	995	869	201	136	133	36	20	36

注:「学校教育」は、学業・進路、集団への不適応、友人関係等

注:「その他」は、いじめ、性の問題、虐待等

【出典:豊田市】

*スーパーバイザー … 公認心理師・臨床心理士の資格を有し、スクールカウンセラーへの指導・助言をする者。

*青少年相談員 … 臨床心理士・公認心理師の資格を有し、青少年問題に対して専門的な知識を有する者。

*スクールソーシャルワーカー … 児童生徒が生活の中で抱えている様々な問題に対し、家庭や周囲の環境に着目して支援を行う社会福祉士の資格を持つ専門職のこと。

*特別支援教育アドバイザー … 特別支援学校での教職経験と指導実績が豊富であり、特別支援教育に関する高い専門性を有し、児童生徒・保護者・教職員の困り感に寄り添った指導・助言・その他必要に応じた支援を行う。

*居場所みつけアドバイザー … 学校現場におけるこどもや保護者の実態をもとに助言を行い、居場所みつけプランの推進を教育委員会と共に行う者。

*スクールカウンセラー … 臨床心理に関する専門知識を生かし、学校現場で児童生徒及び保護者、教職員に相談・支援を行う専門職のこと。

*居場所みつけプラン … 本市の不登校対策事業。学校や教室に行けない・行かない児童生徒の社会的自立に向けた包括的支援。

*パークはあとラウンジ … 本市の教育支援センター。学校に行けない・行かない児童生徒の居場所として、教育委員会が設置しているもの。児童生徒の社会的自立に向けて、小集団あるいは個人での活動を主とする。「ふれあい」「なんぶ」「しもやま」「ひだまり」「あすけ」「ほみ」「オンライン」がある。

*校内はあとラウンジ … 学校や教室に行きづらい・入りづらい児童生徒が過ごす全小・中学校に設置された場所。

【スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーへの相談件数】

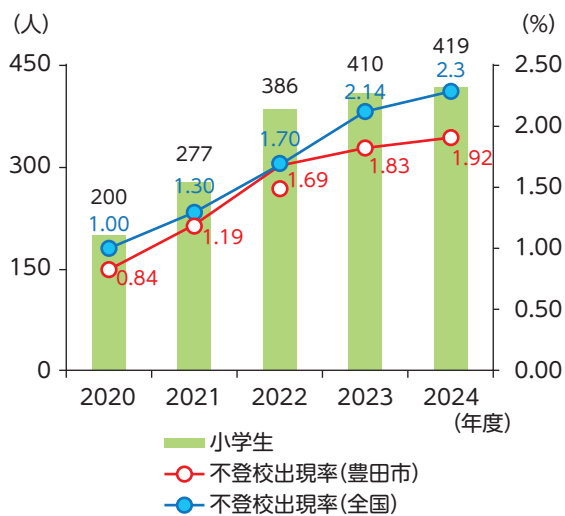
スクールカウンセラーへの相談件数	
年度	件数
2023	小学校 17,909
	中学校 11,832
2024	小学校 19,318
	中学校 11,006

スクールソーシャルワーカーへの相談件数		
年度	件数	SSWの人数
2023	11,518	10
2024	16,298	10

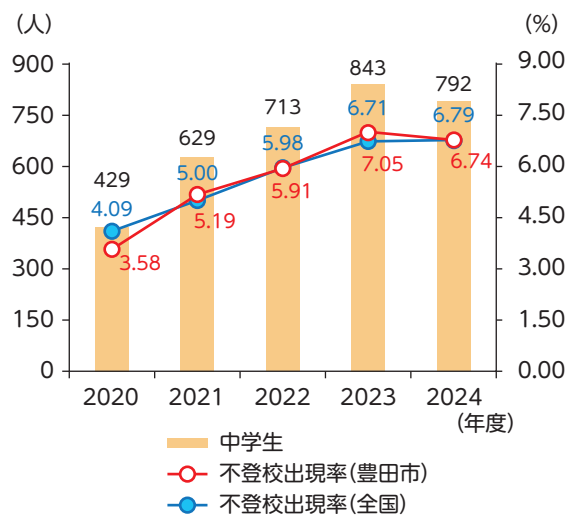
【出典:豊田市】

【不登校児童生徒数の推移】

(小学校)



(中学校)



【出典:豊田市】

- 誰もが将来にわたって地域の人との関わりの中で安心して暮らせる「共生社会」の実現に向け、2026年3月に「豊田市特別支援教育推進計画」を策定し、インクルーシブ教育システム*の構築を推進しています。
- 障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実を目指し、ブロックサポート体制*を活用して、関係機関との連携による教職員への研修や保護者への支援を実施しています。また、特別支援教育アドバイザーが学校を訪問して、教員への指導や助言をしています。さらに、特別支援学校教諭免許状取得を促進するため、市独自の特別支援学校教諭免許法認定講習を実施しています。
- 医療的ケアが必要な児童生徒に対して、小・中学校へは訪問看護ステーションから看護師を派遣しています。また、特別支援学校については、看護職員を配置しています。

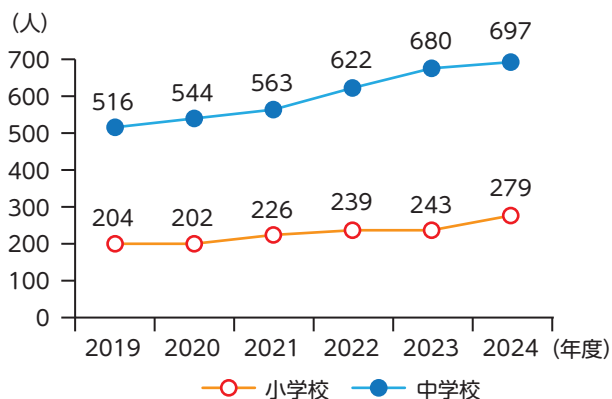
*インクルーシブ教育システム … 基礎的環境整備及び合理的配慮を充実させた教育環境のもと、居住地域において障がいのある子どもとない子どもが、できる限り同じ場で共に学ぶことができる仕組みのこと。全ての子どもが学習活動に参加している実感と達成感を得ながら充実した時間を過ごせることを最も大切にするため、本人及び保護者の希望に沿った多様な学びの場を用意する。

*ブロックサポート体制 … 中学校区を基本とする近隣の学校でブロックを組織した学校間でのサポート体制のこと。

【特別支援学級*在籍・通級による指導*を受けている児童生徒数】

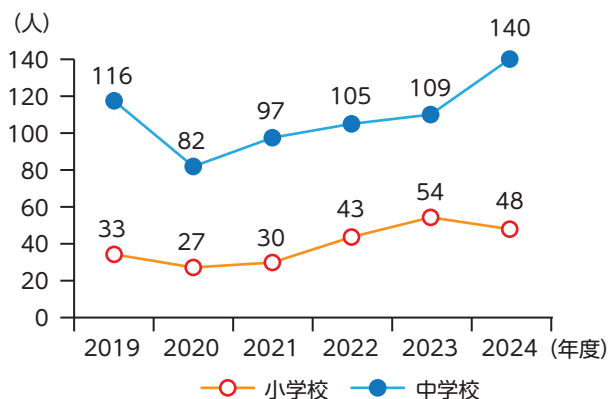
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数、通級による指導を受けている児童生徒数ともに増加傾向にあります。

■ 特別支援学級に在籍する児童生徒数の推移



【出典:文部科学省「学校基本調査」】

■ 通級による指導を受けている児童生徒数の推移



【出典:豊田市】

- 日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒には、市内4つの小・中学校内に「ことばの教室*」を、また就学前の幼児には、市内2か所にプレスクールを設けて、日本語初期指導及び学校生活適応指導を行っています。各小・中学校では、日本語教育適応学級担当教員や市配置の学校日本語指導員が、個に応じた指導や支援を行っています。
- 「外国人児童生徒等サポートセンター」において、翻訳や通訳、学習相談に応じるなど、各小・中学校への支援の充実を図っています。

【外国人及び6～14歳の国籍別人口】

- 国籍では、ブラジル、ベトナム、フィリピン、中国、インドネシア、韓国・朝鮮の順に多くなっています。6～14歳では、ブラジル、フィリピン、中国、ベトナム、ペルー、ネパールの順に多くなっています。

(人)

	外国人総数	ブラジル	ベトナム	フィリピン	中国	インドネシア	韓国・朝鮮	その他
豊田市全体	20,857	6,968	3,604	2,403	2,210	1,178	966	3,528

	外国人総数	ブラジル	フィリピン	中国	ベトナム	ペルー	ネパール	その他
6～14歳	1,482	756	197	173	86	83	42	145

【出典:豊田市(2024年5月1日現在)】

*特別支援学級 … 障がいのあるこどもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するため、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するための適切な指導や支援を行う学級のこと。

*通級による指導 … 小学校、中学校、高等学校等で、通常の学級での学習や生活におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を行う特別支援教育の形態のこと。

*ことばの教室 … 日本での生活や学校生活に慣れていない編入学したばかりの児童生徒を対象に、日本の学校(在籍校)への編入直後から日本語初期指導・学校生活適応指導を行う。現在、4つの教室がある。

(3)市の課題

- 通常の学級においても支援を必要としている児童生徒数が増えており、誰にとっても学びやすい学級とするための、授業・学級運営・教室環境など教育のユニバーサルデザイン*化に取り組む必要があります。また、教職員一人ひとりが特別支援教育に対する理解を深める必要があります。
- 学校・保護者からスクールソーシャルワーカーへの相談件数が増加しています。相談体制を整えてきたことで、ニーズに対応できてきているという側面もある一方で、相談内容が多様化・複雑化してきているため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどを含めた学校支援体制を見直し、学校との連携を強める必要があります。
- 不登校やひきこもり等、困難を抱えるこどもが増加しており、一人ひとりの社会的自立に向けて、他者や社会との関わりを持つことができるように支援することが課題です。そのために、「校内はあとラウンジ」の運営体制やこども・若者総合相談センターの充実を図るとともに、ICT機器の活用や民間も含めた多様な居場所との連携に取り組み、困難を抱えるこどもが求める居場所の選択肢を広げる必要があります。
- 小・中学校、特別支援学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒に対して、医療的ケアの内容や児童生徒の増加、宿泊を伴う行事等に弾力的に対応できるよう、支援体制を整える必要があります。
- 外国人児童生徒等の増加と多国籍化・散在化への対応が課題となっています。また、中学校卒業後を見据えたライフコースの視点から、自立に向けて基盤となる力や考え方を育てていくことが必要です。



*ユニバーサルデザイン … 文化・言語・国籍や年齢・性別・能力など、個人の違いにかかわらず、全ての人が利用しやすいと感じるデザインのこと。

3 取組と内容



取 組		内 容
3-1	ユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりの推進	全ての子どもたちが、共に学び合うことができるユニバーサルデザインを取り入れた授業づくりや学習基盤づくりを進めます。
3-2	居場所づくりの推進	不登校やひきこもり等、困難を抱えるこどもの社会的自立に向けて、学びの機会の充実と社会性や自立性を育成する活動内容や居場所の充実を図ります。
3-3	特別支援教育の推進	「豊田市特別支援教育推進計画」に基づき、障がいや発達に特性のあるこどもが、将来にわたって地域の人との関わりの中で、安心して生活することができる「共生社会」の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築を推進します。
3-4	外国人児童生徒等教育の更なる充実	外国人児童生徒等の増加と多国籍化・散在化へ対応するため、プレスクール事業や「ことばの教室」での日本語初期指導、各小・中学校へのサポート体制を充実します。また、外国人児童生徒等やその保護者に対して、進学や就労など将来を見据えた教育に関する啓発や相談を行う体制を整えます。
3-5	就学・進学に対する経済的な支援の充実	経済的な理由で、就学・進学に支障をきたす可能性があるこどもや家庭等に対し支援を行います。
関連取組	外国人のライフステージに応じた日本語学習支援	「豊田市における地域日本語教育の基本方針」に基づき、乳幼児期からの切れ目のない日本語学習支援施策を展開し、将来の自己実現及びキャリア形成につなげます。

取組の方向性4

安全・安心で新しい時代の学びを実現する環境整備

誰もが安全・安心で快適な学校生活を送ることができる環境を整備します。また、新しい時代の学びを実現するために、柔軟で創造的な学習空間や地域と連携・共働する共創空間等、こどもたちが学びたくなる教育環境を整えます。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
学校における重大事故件数 【出典:「学校事故対応に関する指針」に基づく基本調査】	0件	
学校は勉強や運動がしやすく、安全で過ごしやすいところだと思うと回答した児童生徒の割合 【出典:豊田市教科等に対する意識調査】	①小学生 90.8% ②中学生 90.2% (2025)	

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 学校施設について、文部科学省は、老朽化した学校施設の長寿命化対策、教育環境向上と老朽化対策の一体的な整備、耐震対策、トイレ環境の改善、空調設置、バリアフリー*化、防災機能の強化、エコスクール*の整備などの取組を支援・推進するとともに、廃校施設等の有効活用を推進しています。
- 文部科学省では、1人1台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実等に向け、新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方及び推進方策として、柔軟で創造的な学習空間、地域や社会と連携・協働する共創空間、安全・安心な教育環境等の推進が検討されています。

(2) 市の現状

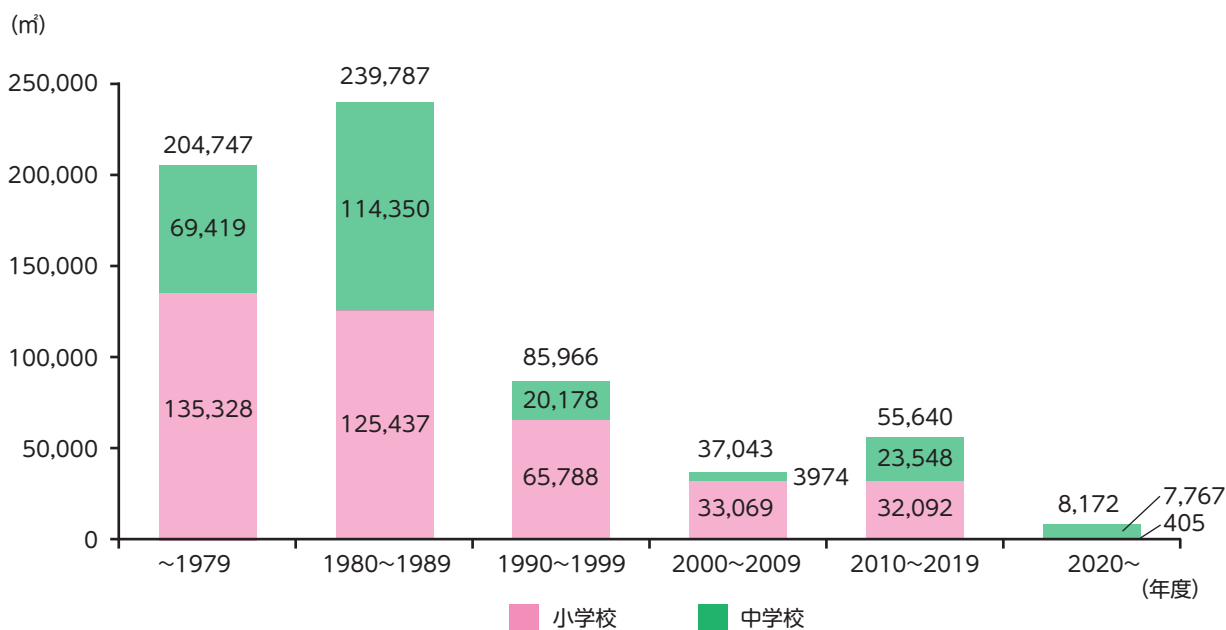
- 平成20年度から15年をかけて学校施設の保全改修を完了したほか、近年の温暖化の進展や国の動きを踏まえ、全校の普通教室、特別教室、体育館、武道場への空調整備を行いました。また、トイレや遊具の改修についても計画的に進めています。
- 学校プールの新たな運営方法として、水泳授業の民間委託等を進めています。官民連携の取組により、学校プールの維持管理負担の軽減、専門的かつ安全な水泳指導の実施、屋内実施による熱中症や豪雨など気候変動リスクの低減等が図られています。

*バリアフリー … 障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的障壁の除去をいふことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

*エコスクール … 環境負荷の低減や自然との共生を考慮した学校施設として整備し、環境教育の教材として活用するもの。

【学校施設の建設年度別延べ床面積】

- 1980年代までに建築され、築40年以上になる学校施設が多く存在します。



【出典:豊田市(2024年3月末時点)】

- 給食施設については、アレルギー対応給食を提供できる施設は2施設で、約6割の児童生徒に提供しています。また、築40年以上経過した給食施設における設備の老朽化が進行しています。

(3)市の課題

- 築40年以上経過し老朽化した学校施設が6割を超えています。学校施設の目標使用年数である80年間を使い続けるために、計画的な施設の長寿命化改修を検討していく必要があります。
- 地域学校協働活動*や部活動の地域展開に伴い、学校施設・設備の安全性の確保や管理業務の省力化を図りながら、新たな学びのスタイルに対応した環境整備を検討する必要があります。
- 児童生徒の熱中症対策などを含めた快適性の確保、光熱費の削減、防災機能の強化、環境教育への活用などの観点から、学校施設の脱炭素化に向けた取組が必要です。
- アレルギー対応給食の提供を早期に全市域に拡大する必要があります。また老朽化が進む給食センターにおける環境整備が必要です。

*地域学校協働活動 … 地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えていく活動。

3 取組と内容

取組		内容
4-1	新しい時代の学びを支える環境整備	安全・安心な学びの環境整備として、学校施設の機能維持のため適切な改修を進めるとともに、探究的な学びや新しい時代の学びに対応する長寿命化改修等に取り組みます。
4-2	学校施設等における脱炭素化の推進	脱炭素社会*の実現に向け、これまで未設置だった学校施設等への太陽光発電設備の新設や照明のLED化等を進めます。
4-3	給食センターの整備の推進	アレルギー対応給食の提供を含め、こどもたちに給食を長期安定的に提供できるよう、老朽化した平和給食センターと足助給食センターの再整備を推進します。



*脱炭素社会 … 化石燃料の消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させる社会。

取組の方向性5

こどもに向き合い寄り添える学校環境づくり

教職員がこどもに向き合い、こどもが安心して学校生活を送ることができる学校環境づくりを進めます。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
1か月の時間外在校等時間が平均30時間を超える教員の割合 【出典:豊田市】(注:地域クラブ活動時間は除く)	①小学校 54.7% ②中学校 67.4%	↓
自身の職務について忙しいと感じている教員の割合 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査】	83.0%	↓
自身の授業に対し「ほぼ全員の児童生徒が理解している」「8割程度の児童生徒が理解している」と思う教員の割合 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査】	44.1%	↑

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

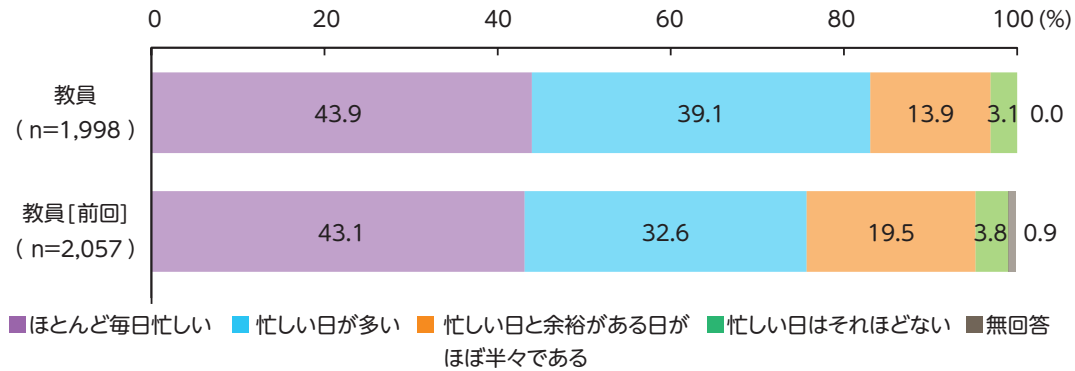
- 教育振興基本計画では、「子供たちのウェルビーイングを高めるためには、教師のウェルビーイングを確保することが必要」として、職場の心理的安全性や良い労働環境の確保が示されています。
- 文部科学省では「教師を取り巻く環境整備総合推進パッケージ」をまとめ、働き方改革の実効性の向上、DX等による業務の適正化の一層の推進、健康・福祉の確保及び柔軟な働き方について推進しています。
- 2025年6月に「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」等の一部を改正する法律が公布され、2029年度までに、教員について「1箇月時間外在校等時間」を平均30時間程度に削減することを目標とすることが示されました。
- 2022年に「生徒指導提要」が改訂され、2023年に「こども基本法」が施行されました。学校現場でも「児童生徒の権利」や「こどもの権利」への理解と実践が求められています。

(2) 市の現状

- 教職員が元気に学び合いながら、いつもこどもと共にいる環境の実現を目指し、教育委員会・学校・関連団体がそれぞれ主体となり、在校等時間管理の適正化、業務改善に向けた学校マネジメントの推進、部活動指導に関わる負担の軽減、各業務の削減・効率化に取り組んでいます。
- 2024年度では、教職員の育児休業・介護休暇取得者は207人となっています。一方、傷病や体調不良による休職が25人となっています。

【教職員の多忙感】

- どのくらい忙しいと感じていますかという問いに対して、「ほとんど毎日忙しい」「忙しい日が多い」と回答している職員が83%となっており、2020年に実施した前回と比べると「ほとんど毎日忙しい」「忙しい日が多い」の割合が増加しています。



【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

(3)市の課題

- 教職員の時間外在校等時間の更なる縮減に向けて、学校運営・業務内容の見直し、部活動の地域展開、タイムマネジメント、校務のDX化などを一層推進する必要があります。
- 教職員が、法律など専門的知識を要する対応など、本来担うべき業務以外の業務にも従事しており、負担の増加につながっています。そのため、スクールロイヤーといった外部専門人材の充実や、学校支援に関わる人材確保に向けた検討が必要です。
- 育児・介護や傷病による一時的な休業者への対応をはじめ、教員や関係職員の人材確保が十分にできないケースがみられます。人材の確保に向けて、働きがいを感じられる魅力のある職場づくりとその情報発信、メンタルヘルスの維持向上などを図る必要があります。
- 教職員は、こどもの権利や人権教育についての理解を深めるとともに、様々な法改正に伴い、常に新しい知識の習得や意識変革が求められています。

3 取組と内容

取組		内容
5-1	教職員の働き方改革の推進	業務の見直しや外部人材の活用、学年・チーム担任制などの導入も検討しつつ、校務DXにより働き方改革をさらに進めます。教職員の意識改革、自己のマネジメント力を強化し、多忙感も軽減します。
5-2	自律的に学び続ける教職員の育成・支援	「豊田市教員人材育成プラン」を踏まえ、キャリアステージやニーズに応じた多様な研修とOJT*を充実します。また、人権やコンプライアンス意識の向上に向けた取組を進めます。

*OJT… On the Job Training の略称。具体的な仕事を通じて、仕事に必要な知識・技術・技能・態度等を、意図的・計画的・継続的に指導し、習得させること。

取組の方向性6

生涯にわたり学び続ける機会の充実

本市の充実した地域活動拠点施設や教育施設、多様な人材を最大限活用して、いくつになっても学び続ける機会や場を充実させます。

1 目指す方向

指標	現状値(2024年度)	目指す方向
自主的に学んでいることがある市民の割合 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査】	74.4%	↑
図書館利用者数 (中央図書館・こども図書室の来館者数+中央図書館ホームページと電子図書館のログイン数) 【出典:豊田市】	1,775,999件	↑

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理においては、人生100年時代、社会が急速な変化を続けており、予測困難な時代において、一人ひとりが変化を前向きに受け止め、未来の社会を自立的に生きていくことが課題とされています。今後の生涯学習・社会教育の振興策として、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成・活躍機会の拡充、地域と学校の連携・協働の推進、リカレント教育の推進、多様な障がいに対応した生涯学習の推進が示されています。
- 国の「図書館・学校図書館の運営の充実に関する有識者会議」においては、「デジタル社会への対応」「多様な人々のための読書環境の整備」について、検討が進められています。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」が2019年6月に施行され、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に向けて、読書環境の整備を統合的かつ計画的に推進していきます。

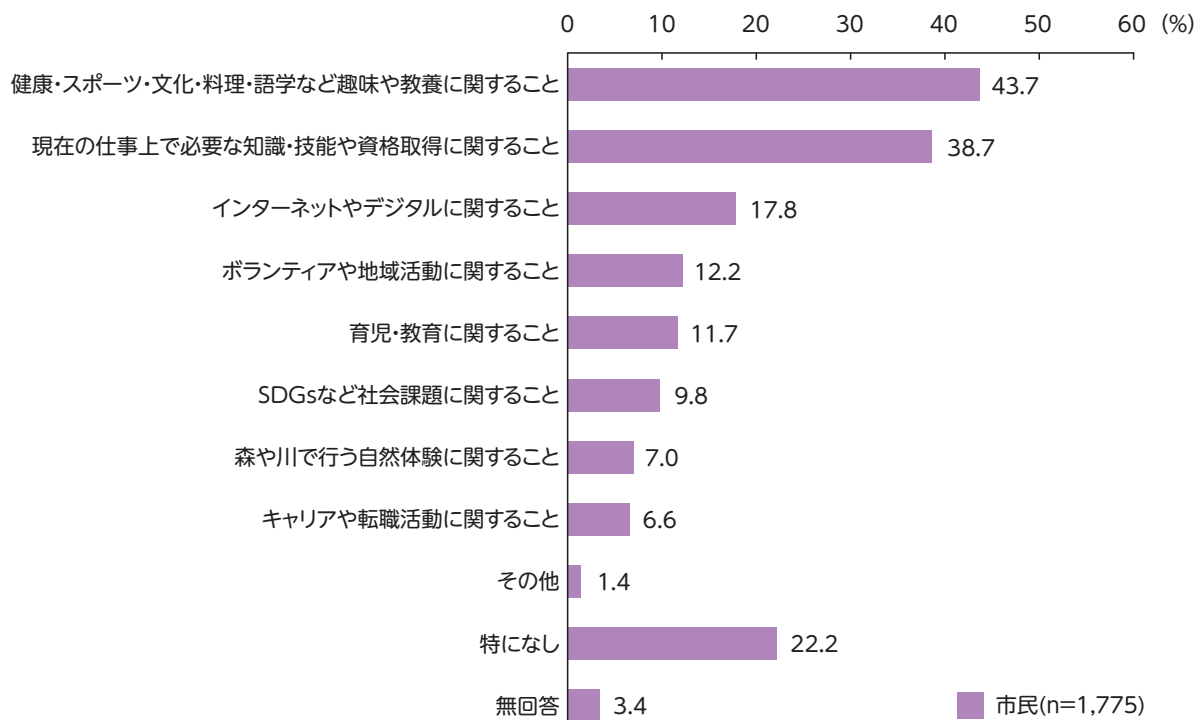
(2) 市の現状

- 2022・2023年度豊田市生涯学習審議会の議論を踏まえて、生涯学習における中長期的な方向性として、「人生100年時代における学びのあり方と方策」をまとめました。その中で「学ぶ機会と場の充実」「学びを生かす機会と地域活性化」「未来を担うひとづくり」「大人の学びとライフキャリア」という4つの観点で方向性を示しました。

- 2024年度豊田市生涯学習審議会の議論を踏まえて、「交流館*のあり方と方策」をとりまとめました。交流館(全28か所)を生涯学習・交流・市民活動の拠点として生涯学習施策を推進しています。
- 学校教育に影響のない範囲で、小・中学校の校庭、体育館等を地域住民に開放し、スポーツ・文化活動等の振興を図っています。また、総合野外センターでは、青少年育成のため、キャンプ場やアスレチック施設を使用したイベントの主催、こども園や小・中学校の利用受入れを行っています。
- 「情報提供・情報発信」等の図書館が果たすべき役割を念頭に置きながらも、新たに求められるようになった「居場所」としての役割も考慮し、市民にとってより良い図書館として進化し続けられるよう、2024年度に「豊田市中心図書館運営基本方針」を改定しました。
- 未就学児とその保護者を対象に、「ブックスタート」や「赤ちゃんのための絵本講座」等の多くの事業を図書館ボランティアの協力で実施しています。2024年度は、中央図書館の読み聞かせボランティアは244人、ブックスタートボランティアは28人が登録しています。

【市民が自主的に学んでいること】

- 「健康・スポーツ・文化・料理・語学など趣味や教養に関すること(43.7%)」、「現在の仕事上で必要な知識・技能や資格取得に関すること(38.7%)」が多く、自主的に学んでいることがある(全体から「特になし」と「無回答」を除いた割合)市民は、74.4%となっています。



【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査2024】

*交流館 … 中学校区ごとに「学び・交流・活動」の拠点として設置された施設。

(3)市の課題

- 「人生100年時代における学びのあり方と方策」のとりまとめで示す方向性を参考にしつつ、交流館を起点に、学び合いやつながり合いを育んでいく必要があります。また、本市は、ものづくりを始め、歴史・文化・芸術、スポーツなどに関する充実した体験施設や多様な人材が存在しており、これらを生かした機会づくりが必要です。
- こどもや高齢者など地域住民にとって身近である学校施設などを、多様な主体が学び合い、交流できる居場所としても活用する方策を検討することが必要です。
- 中央図書館がいつでも、誰でも、読書に親しみ、生涯にわたって学び続けることができる場であるとともに、市民にとって心安らぐ身近な空間となることを目指して、事業に取り組む必要があります。
- 誰もが読書に親しむことができるよう、読書バリアフリーを進めているものの、市民にあまり知られていないことが課題です。
- 中央図書館やこども図書室では、ボランティアと共働で多くの事業を実施しており、その円滑な実施やアウトリーチの推進に向け、更なるボランティアの確保、育成を図る必要があります。

3 取組と内容

取 組		内 容
6-1	誰もが学び続けられる 仕組みづくりと場づくり	地域活動拠点施設である交流館や教育施設などを拠点に学び合いやつながり合いを育み、教育資源を生かした学びの機会づくりを進めるとともに、本市の多様な学びの機会を見える化します。また、各拠点において、学びやつながりをコーディネートし、誰もが学び続けられるよう支援します。
6-2	社会教育人材の 掘り起こしと 活躍に向けた支援	交流館講座や地域資源を活用した人材育成講座等を通じて、個人の学びから、地域での活動や活躍につなげられるよう、事業を検討します。
6-3	学校の「学びの拠点」 への転換	学校を、児童生徒だけでなく地域の多様な主体が学び・出会い・交わる、地域の「学びの拠点」へ転換します。
6-4	全ての人にやさしく、 誰もがワクワクできる 「知の拠点」の実現	市民の知的好奇心を満たし、心安らぐ居場所となる中央図書館を目指した環境整備と人材育成に取り組めます。電子書籍など様々なサービスを提供し、読書バリアフリーを推進するとともに、それぞれの世代に適した方法で読書活動を支援し、切れ目のない読書活動を推進します。
関連 取組	社会教育を基礎に つながりを育む 交流館運営	自立した地域社会の実現を目指し、市民、地域、企業とのより良い関係性を育み、人と人、団体、活動をつなぐことを大切に、地域の「学びの場、交流の場、活動の場」である交流館を運営します。

取組の方向性7

郷土愛を育み地域ぐるみで支える学びの推進

本市の豊かな地域資源を生かした学びを充実させることで、郷土愛を育みます。家庭・学校・地域が連携し、地域全体でこどもの学びを支えます。

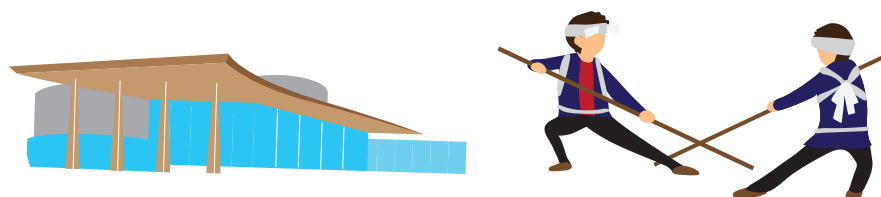
1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
住んでいる地域を「大好き」「好き」と思う児童生徒の割合 【出典:豊田市教科等に対する意識調査】	①小学生 92.4% ②中学生 84.4%	↑
地域の行事や活動に参加している児童生徒の割合 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査】	①小学生 76.1% ②中学生 65.1%	↑
地域の大人が勉強やスポーツを教えてくれたり、自分たちを見守ってくれたりしていると感じる児童生徒の割合 【出典:豊田市の教育に関するアンケート調査】	①小学生 83.7% ②中学生 68.2%	↑

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 文部科学省は「学校と地域でつくる学びの未来」をキャッチフレーズに、地域と学校の連携・協働を促しています。その構築に向けて、学校運営協議会*の設置の努力義務化(地方教育行政の組織及び運営に関する法律、2017年4月)、地域学校協働活動の法制化(社会教育法、2017年3月)が行われています。
- 少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」(2025年12月、文部科学省)が策定され、学校部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方、新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応について、国の考え方が提示されています。



*学校運営協議会 … 地域ぐるみの教育に向けた取組の充実を図るために組織された会議体。主な役割として、学校運営の基本方針の承認、学校運営について意見を述べることなどがある。

(2)市の現状

- こどもたちが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、市内の豊かな教育資源を各学校が計画的に授業に組み込むことができるよう、「WE LOVE とよた教育プログラム」や「ものづくり教育プログラム」を作成してきました。「WE LOVE とよた教育プログラム」は、2024年度末時点で84のプログラムを作成し、全校にプログラムを提供しています。また「ものづくり教育プログラム」は、2024年度に73校で実施しました。
- 2023年度に、全104校に学校運営協議会の設置が完了し、全校がコミュニティ・スクール*として指定されました。市独自の取組として、中学校区単位でコミュニティ・スクール連絡会議を設置し、9年間を見通した目指すこども像や学校と地域の連携方法などについて共有しています。
- これまで学校が主体となってきた部活動を、地域が主体となった活動に展開していくために、2024年度に「とよた地域クラブ活動展開プラン」を策定しました。

(3)市の課題

- 「WE LOVE とよた教育プログラム」について、現在の活用状況や効果を確認・分析し、授業に取り入れやすく魅力的なプログラムとなるよう整理するとともに、各学校へのプログラムの周知を図ることが必要です。また、市内の多様な施設等を訪問するための移動手段や時間を確保し、様々なプログラムをこどもたちの学びに活用しやすいように整備する必要があります。
- 中学校区単位のコミュニティ・スクール連絡会議において共有されている教育目標の具現化に向けて、各教科に関する共通の目標設定等を行うとともに、教職員や児童生徒の関わりを深めていく必要があります。
- 学校運営協議会については、各学校の状況を踏まえ、学校と地域学校共働本部*の役割を明確にして取組を進める必要があります。また、地域学校協働活動を推進するため、核となる地域コーディネーターの人材発掘や育成を図るとともに、地域学校共働本部が主体的な活動を進めるための環境整備が必要です。
- 地域学校協働活動、部活動の地域展開に伴い、保護者、地域住民、卒業生等との新たな共働の形をつくっていく必要があります。

*コミュニティ・スクール … 地域と学校が連携・協働して、こどもたちの教育や学校運営に地域の力を生かす仕組み。本市では、全校に学校運営協議会を設置したことにより、全校がコミュニティ・スクールとして指定されている。また、中学校区単位で9年間のこどもたちの学びや育ちを支援する仕組みとして、コミュニティ・スクールの集合体である「コミュニティ・スクール連絡会議」を設定している。

*地域学校共働本部 … 地域と学校が連携・共働して、地域全体でこどもたちの成長を支えていく活動を推進するために活動する組織。学校と地域の間を円滑につなぐ仕組みとして、地域コーディネーターを配置し、学校へのボランティア派遣や、地域貢献活動を実施している。

3 取組と内容

取 組		内 容
7-1	本市の特徴を生かした教育プログラムの更なる充実	こどもたちが郷土を愛する心や学びに向かう力を育むため、関係課等と連携し学校カリキュラム*に関連付けた教育プログラムと活用する仕組みを整え、学校教育において本市の教育資源の活用を促す取組を進めます。
7-2	地域ぐるみの教育の推進に向けた体制の充実	学校運営協議会や地域学校共働本部の体制の充実を図り、交流館など地域の関係機関と小・中学校の連携・共働を推進し、地域全体でこどもの成長を支えます。
7-3	本市の特色を生かした魅力ある学校給食の推進	こどもたちが給食を通じて社会とのつながりに関心を持てるよう、地産地食やSDGsなどの食育を推進し、本市の特色を生かした給食を提供します。
関連取組	博学連携学習の推進	現地現物の観察や対話を通じて「考える力」と「表現する力」を育み、こどもたちが郷土の歴史・文化・自然に興味・関心を持つきっかけとなるよう、学習指導要領や学習進度に沿ったプログラムを充実し、博学連携学習を推進します。
関連取組	部活動の地域展開の推進	2025年3月策定の「とよた地域クラブ活動展開プラン」に基づき、学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を地域主体で実施する「とよた地域クラブ活動」へ2026年9月に完全移行します。



*カリキュラム … 学校教育の目的や目標を達成するために、教育の内容をこどもの心身の発達に応じ、授業時数との関連において総合的に組織した学校の教育計画(教育課程)のこと。

取組の方向性8

新たな社会の創り手となる資質・能力を育む機会の創出

子どもたちにとって身近な課題について考える機会や、意欲・関心に応じて社会参画のきっかけとなる機会を提供します。また、「好き」や「得意」をさらに伸ばす講座等を充実します。

1 目指す方向

指 標	現状値(2024年度)	目指す方向
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	①小学生 83.3% ②中学生 78.6%	↑
学級生活をよりよくするために学級会で話し合い、互いの意見のよさを生かして解決方法を決めている児童生徒の割合	①小学生 83.6% ②中学生 86.1%	↑

【出典:全国学力・学習状況調査】

2 現状と課題

(1) 国・社会の動向

- 将来の予測が困難な時代において、未来に向けて自らが社会の創り手となり、課題解決等を通じて、持続可能な社会を維持・発展させていくことが求められています。
- 産業や経済の変容度合いが以前に比べて大きくなってきたほか、雇用形態の多様化・流動化、キャリアの複線化など、従来には意識されていなかった事項も含めて、職業観を育むことが求められています。
- 学習指導要領でも意識がなされている「主体性」や「協働性」は、キャリアを築いていく上でのチャレンジ精神や他者との協働を通じた新しい価値の創造に通じるものであり、キャリア教育*と関連してアントレプレナーシップ教育*に取り組んでいくことの意義にも注目が集まっています。

*キャリア教育 … 一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育。

*アントレプレナーシップ教育 … 「アントレプレナーシップ(起業家精神)」を「新たな価値を生み出していく精神」と捉え、自ら社会課題を見つけ、課題解決にチャレンジし、他者との協働しながら解決策を探究することができる知識・能力・態度を身に付ける教育。

(2)市の現状

- 学校が伝統や地域性、児童生徒の実態や願いを生かした特色ある教育活動を行っているため、校長の裁量の下で予算措置を講じることができる「特色ある学校づくり推進事業」を展開しています。「地域との関わり」や「体験」をはじめとするキーワードを含みながら、キャリア教育や郷土学習に関する活動を実施する学校が一定数見られるほか、「縦割り」や「異学年交流」といった手法面でも工夫をしている学校もあります。
- 中学生におけるキャリア教育の取組の一例としては、職場体験学習が広く実施されてきています。また、市内の中学生と地域の大人が語り合うキャリア教育プログラム「tsumugu(つむぐ)」を実施し、様々な職種で働く大人と生徒が一对一で互いの人生や悩み、目標などを語り合うことで、職業観の育成等を図るとともに学校外の多様な社会を知る機会として取り組んでいます。このほか、アントレプレナーシップ教育事業を展開し、失敗を恐れずに試行錯誤を繰り返しながら新たな価値を創造する力を持った人づくりを行っています。
- 外国の人々との共生に必要な資質を身に付け、国際理解の気持ちを育むことを目的に、中学生の海外派遣事業を実施しています。また、中学生を対象としたオンラインの国際交流事業を実施し、英語でのコミュニケーションに対する意欲を高めてもらうとともに、国際理解の深化につなげています。

(3)市の課題

- こどもたちが自分の個性(興味・関心・好き・得意)に気付いたり、自分らしい生き方を探索したりするためには、より多様な体験の機会や、安心して挑戦や失敗ができる場づくりがあると望ましい状況です。
- より多様性に富み、現代社会の実態に触れられる教育を展開するにあたっては、学校に閉じず、地域の教育リソース(地域企業等が有する人・もの・情報等)を活用した教育活動を展開していくことが一層求められています。
- こどもたちの多様性に、教職員や周囲の大人が気付くためにも、こどもと大人が向き合う時間を一層確保していくべく、新しいタイプの学びや交流モデルが求められています。
- 国際理解を深める機会が中学生が主な対象となっており、小学生の参加機会が少ない状況です。

3 取組と内容

取組		内容
8-1	特色ある学校づくりの推進	地域の特性や地域教材及び人材等を活用した特色のある学校づくりを推進します。
8-2	企業・大学等連携による 科学技術講座や キャリア教育講座等の充実	高度な科学技術・ものづくりを学ぶ機会や、ライフキャリア形成やアントレプレナーシップを育むための機会の充実を図ります。
8-3	若者の社会参加の促進	若者が意欲や関心に応じて、きっかけづくりから活動、まちづくりへの主体的な参画へとステップを踏んで進められるように、若者が地域や社会とつながる多様な機会の提供や、学びや交流を通じた活動支援、まちづくりへの主体的な活動を促します。
8-4	グローバル人材の育成	国際理解教育を推進し、グローバル人材を育成するため、国際交流の機会の更なる充実を図ります。
関連 取組	国際交流の機会創出と 人材育成	姉妹都市との交流を通じて、学生の相互派遣や周年記念事業等により国際交流の機会創出と国際人材の育成を図ります。また、姉妹都市に限らない関係のある海外都市との国際交流や、外国人住民との地域内交流の機会を生かし、国際感覚の醸成及び地域社会で活躍する国際人材の育成を進めます。





第5章 計画の推進

(1) 計画の推進体制

教育委員会は、家庭・学校・地域・行政がそれぞれの役割を果たしつつ、連携・共働しながら、一体となって施策を推進していく体制整備に努めます。また、教育は市民生活に幅広く関係するため、教育委員会が所管する分野だけでなく、市長部局とも連携を図りながら、各部署が責任を持って施策を推進します。

Plan(計画)－ Do(実施)－ Check(評価)－ Action(見直し)のサイクル(PDCAサイクル)を繰り返し、継続的な改善を行うことにより、計画推進の更なる充実に取り組みます。

① 事務局における進捗状況の把握

この計画を実効性のあるものにするため、「第3章 取組の方向性」では、方向性ごとに指標を設定し、事務局において計画の進捗状況を取りまとめます。

また、2031～2035年度の次期計画の策定に役立てるために、各取組の効果を評価します。

② 点検・評価

教育委員会が外部の有識者の意見や助言を参考にしながら、各部署へのヒアリングや現地視察を通して、点検・評価を行います。

③ 教育委員会議

教育委員会議において、本計画の進捗状況について教育委員に報告し、その推進に向けて協議します。

④ 市民への公表

計画の進捗状況や各指標の達成状況、点検・評価の結果等については、市民に対して情報公開します。公表は、豊田市ホームページへの掲載等を通じて、市民に分かりやすく、効率的で適切な方法で行います。



(1) 関係法令等

【教育基本法(抄)】

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

【地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抄)】

(大綱の策定等)

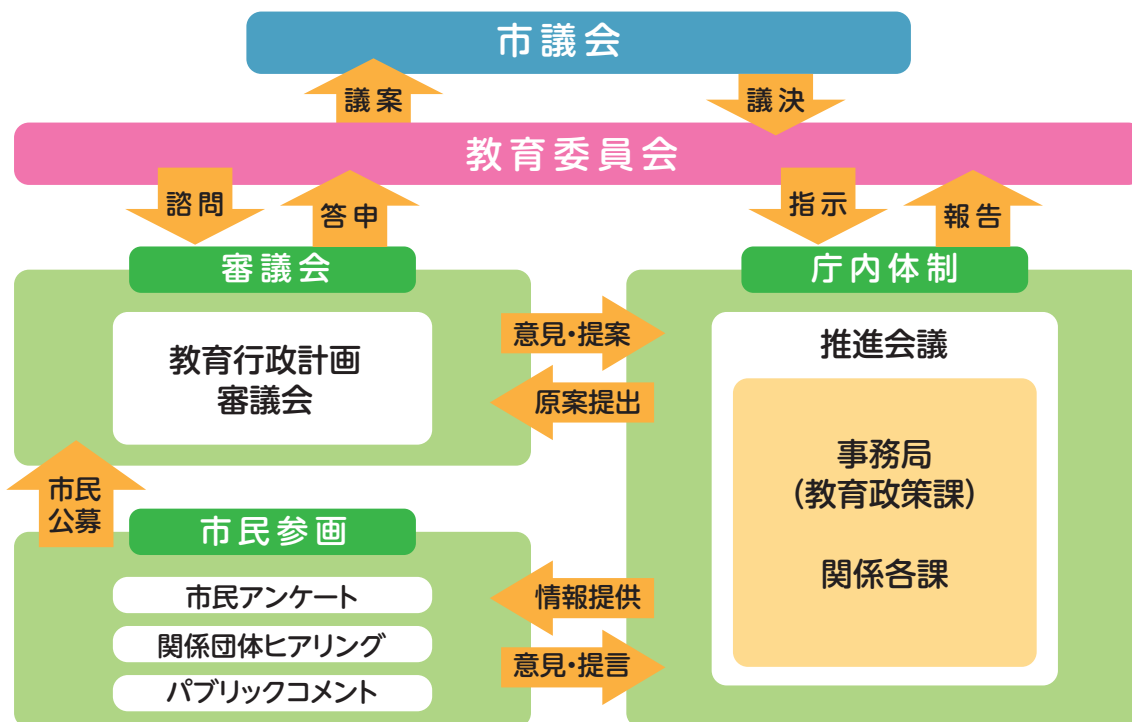
第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

(2) 策定体制図



(3) 豊田市教育行政計画審議会委員名簿

番号	氏名	所属等
1	井村 美穂	NPO法人子どもの国 理事長
2	遠藤 仁菜	日本福祉大学 学生
3	大江 香織	株式会社ハイパーブレイン 教育DX推進部 取締役部長
4	加藤 章	豊田市区長会 理事
5	加藤 智和	豊田市こども・若者総合相談センター センター長
6	兼子 記人	一般社団法人豊田青年会議所 副理事長
	加納 俊和 (2025.6.12~)	同上
7	木浦 敦	豊田市PTA連絡協議会 副会長
8	櫻井 直輝	放送大学教養学部 准教授
9	鈴木 智子	地域学校共働本部 地域コーディネーター
10	野崎 典子	市民公募委員
11	◎野田 敦敬	愛知教育大学 学長
12	羽根田 修	豊田市小中学校長会 会長
	仲田 英成 (2025.6.12~)	同上
13	○牧野 篤	東京大学 大学院教育学研究科 教授
14	松野 絵里	市民公募委員
15	吉田 修	豊田市小中学校長会 豊田市へき地・小規模校特別委員会 副委員長
	山本 昭彦 (2025.6.12~)	愛知県へき地教育研究協議会 事務局長
16	若子 理恵	豊田市こども発達センター センター長

◎会長 ○副会長 (50音順、敬称略) 注:所属団体等は委嘱時のもの

(4) 豊田市教育委員会附属機関規則

平成4年11月30日
教育委員会規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)第3条の規定に基づき、教育委員会の附属機関の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任期)

第2条 附属機関の委員の任期は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第3条 附属機関に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は委員の互選によって定め、その任期は委員の任期による。

3 会長は、附属機関の会議(以下「会議」という。)を招集し、その会議の議長となるほか、会務を総理する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を行う。

(会議)

第4条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の特例)

第5条 会長は、緊急を要する場合その他やむを得ない理由のある場合は、委員に書面を送付し又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を送信し、その意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって会議の議決に代えることができる。

2 第3条第3項及び前条の規定は、前項の規定による書面又は電磁的記録による審議について準用する。この場合において、同条第1項中「会議」とあるのは「会議における審議」と、「の出席がなければ開くことができない」とあるのは「から書面又は電磁的記録により回答がなければ成立しない」と、同条第2項中「出席委員」とあるのは「書面又は電磁的記録により回答のあった委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第6条 附属機関の庶務は、別表に定める課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

別表(第2条、第5条関係)

附属機関名	委員の任期	庶務担当課名
豊田市いじめ防止対策委員会	2年	教育部学校教育課
豊田市いじめ問題調査委員会	諮問期間	教育部学校教育課
豊田市教育行政計画審議会	諮問期間	教育部教育政策課
豊田市立小中学校区審議会	諮問期間	教育部学校教育課

(5) 豊田市教育行政計画審議会への諮問書

豊教政発第483号
令和6年7月22日

豊田市教育行政計画審議会
会長 野田 敦敬 様

豊田市教育委員会
教育長 山本 浩司

豊田市教育行政計画について(諮問)

豊田市附属機関条例(平成4年条例第24号)第2条第2項の規定により、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問事項
豊田市教育行政計画の策定について
- 2 諮問理由
令和7年度末に現計画の計画期間が終了することから、多様な市民の参画により、教育を取り巻く社会情勢等の変化に対応した新たな豊田市の教育行政計画を策定するため
- 3 諮問期間
令和6年7月22日から令和8年3月31日まで

(6) 豊田市教育行政計画審議会からの答申書

令和7年10月9日

豊田市教育委員会
教育長 山本 浩司 様

豊田市教育行政計画審議会
会長 野田 敦敬

豊田市教育行政計画について(答申)

令和6年7月22日付け豊教政発第483号で諮問のありました豊田市教育行政計画の策定について、本審議会においてこれまで5回にわたる会議を重ね、慎重に審議を行った結果、別添の第5次豊田市教育行政計画(案)につきまして、結論を得たので答申します。

教育委員会におかれましては、この答申及び審議過程で各委員から出された意見を十分踏まえ、計画を策定されるよう要望します。

(7) 豊田市教育行政計画審議会の審議経過

教育行政計画審議会

会議	日程	主な内容
第1回	2024年7月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・会長の選出 ・諮問 ・計画概要の協議 ・計画策定スケジュールの協議 ・教育に関するアンケート調査の実施概要の協議
第2回	2024年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・国や社会の動向の確認 ・現計画における現状分析と課題の確認 ・教育に関するアンケート調査(市民)の結果報告 ・次期教育大綱の協議
第3回	2025年2月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育に関するアンケート調査結果等の確認 ・第4次教育行政計画の中間評価の確認 ・次期教育大綱の協議 ・(仮)第5次教育行政計画の協議
第4回	2025年6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画策定スケジュールの確認 ・パブリックコメントの実施概要の確認 ・(仮)第5次教育行政計画(素案)に関する協議
第5回	2025年9月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメント等の結果の報告 ・教育行政計画審議会の答申(案)に関する協議 ・次期計画の名称案に関する協議 ・次期計画の周知方法案に関する協議

学校規模の適正化に関する専門部会

会議	日程
第1回	2024年 7月22日
第2回	2024年10月31日
第3回	2024年11月22日
第4回	2025年 1月27日

(8) 豊田市の教育に関するアンケート調査

【調査対象者】

調査	対象	配布数	備考
(1) 市民	16歳以上の市民	3,688人	うち約140人は外国人
(2) 小学生	市内の小学校5年生	1,700人	
(3) 中学生	市内の中学校2年生	1,450人	
(4) 保護者	(2)(3)の対象者の保護者	3,150人	
(5) 教員	市内の公立小・中学校の教員	2,287人	
(6) 校長・教頭	市内の公立小・中学校の校長・教頭	206人	
合 計		12,481人	
回収結果		8,803人	回収率 70.5%

【調査期間】 2024年8月～9月

(9) 関係団体等へのヒアリング

調査時期	2024年12月～2025年1月
調査方法	関係団体へ個別にヒアリングを実施しました。
ヒアリング対象	児童会・生徒会、教職員組合、地域学校共働本部、NPO法人、関係所管課
主な調査項目	学校や授業、不登校、いじめ、外国人児童生徒の教育、地域の学習、地域との共働、中1ギャップ、教員の多忙化解消、こどもの読書



調査時期	2025年8月3日
調査方法	こどもの意見を反映するため、こどもワークショップを実施しました。
ヒアリング対象	児童生徒、高校生 計12名
テーマ	「いじめをなくす」、「みんなが自分らしく楽しく学ぶ」、「学校の先生とのコミュニケーション」、「地域や社会とつながる」



(10) パブリックコメント*の概要

①パブリックコメント

実施時期:2025年7月1日～31日

回答数 :9通

②Eモニター

実施時期:2025年7月1日～10日

回答数 :178通(うち自由記述53通)

*パブリックコメント…市民と行政のパートナーシップを推進するための取組の一つで、市の基本的な政策などの策定にあたり、その趣旨、目的、内容を公表し、これに対する市民からの意見、情報、専門的知識の提出を受け、出された意見の概要と市の考え方を公表する一連の手続。



第5次豊田市教育行政計画

発行：豊田市教育委員会（2026年3月発行）

編集：豊田市教育委員会 教育政策課